

川越町

暮らしの便利帳

川越町  株式会社 サイネックス

 川越町ガイド 6

 いざという
とき 27

 届出・証明 31

 税金 34

 保険・年金 36

 保健・福祉・
医療 40

 教育 47

 生活・環境・
相談 48

 情報公開・
広報広聴 53

 議会・選挙 54

 生活ガイド 55



川越町
LINE公式アカウント

◀お友だち登録はこちらから



通報機能もあります

TECHNICAL CONCRETE WORKS



未来(あす)への堅固な一歩、
ナルックスのコンクリートで。



コンクリートパイプ 建材製品 土木製品 特殊コンクリート
住宅製品 鉄工・製缶 総合建設業・システム建築

コンクリートで支えよう、街に残り続ける構造物を

N 株式会社 ナルックス
ナルックス TECHNICAL CONCRETE WORKS



TEL:059-363-3333 FAX:059-364-0683

〒510-8122 三重県三重郡川越町大字豊田 500 番地 1

建設業許可 国土交通大臣許可(特-2)第6049号 ナルックス一級建築士事務所 三重県知事登録第1-248号



ごあいさつ

川越町長 城田 政幸



川越町は、伊勢湾岸自動車道などの主要幹線道路に恵まれ、交通の利便性が高く、臨海工業地域を中心に多くの企業が立地するまちです。また、若い世代の流入により、県内でも数少ない人口が増加している元気なまちです。

この活気を未来へつなぎ、誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指して、町ではデジタル化の推進による行政サービスの利便性向上や、災害に強いまちづくりに取り組んでおります。また、日々の暮らしの中で、地域のつながりや助け合いの心を育むことも、これからのまちづくりに欠かせない大切な要素と考えております。

『暮らしの便利帳』は今回で第3弾の発行となります。町の施設案内や各種手続き、防災・医療・子育て・福祉など、皆さまの生活に密着した情報を一冊にまとめております。ご家庭での日々の暮らしの参考として、また、いざというときの備えとして、幅広くご活用いただければ幸いです。

最後に、発行にあたりご協力いただきました企業・事業者の皆さまに、厚く御礼申し上げます。

町民憲章

平成3年5月、町民一人ひとりが守るべき規範として川越町民憲章を制定しました。

- 自然を愛し 緑豊かなまちをつくりましょう
- 幸福の輪をひろげ 潤いのあるまちをつくりましょう
- 健やかな心と体で 生きがいのあるまちをつくりましょう
- 文化を創り 未来にはばたくまちをつくりましょう
- 産業を育み 活力あふれるまちをつくりましょう

町の都市宣言

川越町には4つの宣言があります。

- 非核平和都市宣言(昭和63年制定)
- 振替納税・期限内納税の町宣言(平成元年制定)
- 人権尊重の町宣言(平成5年制定)
- 明るい選挙の町宣言(平成5年制定)



INDEX

広告

**安全は
最優先の絆**

運送部 整備装束部

株式会社 暁興産

〒510-8111 川越町大字当新田623番地
Tel.059-364-2022
Fax.059-364-2230

ISO14001 認証 NoJQA-EM1838
ISO 9001 認証 NoJQA-2511

MORIOKA INDUSTRY CO.,LTD
森岡産業株式会社
ヘッダー製品と精密ねじ付部品

森岡産業はあらゆる「産業」をバックアップします

川越町大字亀崎新田字下新田 77-574
TEL:059-365-8311

<https://www.morioka-ind.co.jp/>

貨物利用運送事業
一般貨物運送業

米穀卸販売/精米

株式会社丸翔運輸
<https://mie-marusho.sakura.ne.jp>

TEL/ 059-364-4882
FAX/ 059-328-4892

〒510-8114 川越町亀崎新田17-14

●ごあいさつ	1
●INDEX	2
●ライフサイクルINDEX	4

川越町ガイド 6

●わたしたちが暮らすまち！ 川越町	6
●川越町役場のご案内	7
●ふれあいバスが便利です	8
●ボランティア活動拠点施設 「ささえあい」	10
●川越町公式LINEアカウントの 友だち登録をお願いします	11
●川越町マップ	12
●子育てしやすいまち	14
●スポーツを楽しむまち	17
●芸術や文化に親しめるまち	18
●健康に暮らせるまち	20
●歴史や伝統が残るまち	22
●余暇を楽しく過ごせるまち	24
●ごみの分別方法について	26

いざというとき 27

●災害に備えて万全の心構えを！	27
-----------------	----

●津波からの避難時の心得	27
●避難場所を確認しよう！！	28
●災害時の情報収集について	29
●耐震化補助制度	30
●耐震シェルター設置助成	30
●家具を固定しよう	30

届出・証明 31

●引越し(住所の届出)	31
●戸籍に関する届出	31
●各種証明書	32
●窓口での本人確認	32
●印鑑登録	32
●マイナンバーカード・ 公的個人認証サービス	33
●コンビニ交付サービス	33
●役場窓口におけるキャッシュレス 決済導入について	33

税金 34

●税金について	34
---------	----

保険・年金 36

●国民健康保険	36
●福祉医療費助成	37
●後期高齢者医療	37

広告

お気軽にどうぞ！
**無料
お見積り**

信濃と美濃でお客さまを笑顔にする
住まいをこの提案

帰りに
住まいに

リフォームのことなら
39HOME
39HOME株式会社

LINEで相談は
▼コチラから▼

TEL.070-1612-1005
TEL.059-327-5995 FAX.059-327-5996

川越町高松宇輪之森447番4

我々はお客さまに
安心と品質向上
お届けする会社です

ターボ冷凍機 修理・メンテナンス 180,000円(税別)

**ターボ冷凍機のメンテナンス・清掃は
株式会社SHIMIZUにお任せください**

配管工事 設備メンテナンス ターボ冷凍機の修理・メンテナンス

三重県知事許可第22831号
株式会社 SHIMIZU

TEL.090-7619-3334 代番

〒510-8111 川越町大字当新田597番地
川越町 SHIMIZU 検索

●介護保険	38	●上下水道	50
●介護予防・日常生活支援総合事業	38	●上水道料金及び下水道使用料の支払い	51
●国民年金	39	●水道管の工事及び下水道排水設備工事	51
 保健・福祉・医療	40	●環境	51
●健康づくり	40	●相談	52
●障害者(児)福祉	41	 情報公開・広報広聴	53
●高齢者福祉	43	●情報公開・個人情報保護制度	53
●母子保健	44	●広報広聴	53
●子育て支援	45	 議会・選挙	54
●保育所(こども園)	46	●議会	54
 教育	47	●選挙	54
●小学校・中学校・幼稚園一覧	47	 生活ガイド	55
●小学校・中学校	47	※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。	
●幼稚園	47	●朝明商工会	55
●就学費用の援助制度	47	●健康マップ	56
 生活・環境・相談	48	●町内医療機関一覧	57
●ごみ	48	●リフォームの基礎知識	58
●浄化槽に関する届出	48	●知っておきたいー葬儀編ー	60
●住民の方から寄せられる相談	49	●空き家対策の基礎知識	61
●特定外来生物	49	●町の事業者マップ	62
●空き家等対策の推進	50		

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

広告



小児科 発熱、気管支炎、胃腸炎
喘息、アレルギー性疾患など



やましたこどもクリニック
インターネット予約ができます。

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~15:00	★	★	★	★	★	★
15:00~18:00	●	●	●	●	●	▲

▲土曜日午後：14:00~17:00 休診日：水曜・日曜・祝日
★予防接種・乳幼児健診(予約制)
〒510-8101 朝日町縄生651
TEL 059-340-5100

快適な暮らしのおそばに

ガスモ 

暮らしのお困り事は
何でもお気軽にご相談ください

出光興産グループ
川越ガス株式会社
www.kawagoe-gas.co.jp
〒510-8111 川越町大字当新田623
TEL 059-363-0678 FAX 059-363-0675

・LPガス・ガス機器各種・一般高圧ガス・一般高圧ガス機器
・石油製品・石油機器・家電製品
・住宅設備機器・リフォーム・太陽光発電・各種用途セキュリティー
・給排水関係・オール電化

広告

新築・リフォーム 解体事業 不動産事業 土木事業

昭和・平成・令和へと おかげさまで創業95年



寺本工業株式会社

総合建設業・不動産事業
寺本工業(株)
桑名市福江町77番地

ホームページ <https://teramoto-k.co.jp>
0594-22-5233
川越営業所
川越町南福崎718番地6

建築工事業式
●新築工事
●増改築工事
●各種リフォーム工事(戸建、マンション等)
●解体工事
●土木工事
●舗装工事
不動産事業
●不動産買取

三重県知事建設業許可(特定)第272号 三重県知事建設業許可(一般)第272号 三重県知事宅地建物取引業許可(2)第3553号

鉄骨現場溶接 工場溶接



有限会社 ナガイケ建鉄
川越町大字当新田字中通490
[TEL] 059-363-4708
[FAX] 059-363-4709



ライフサイクルINDEX

広告

緑のある暮らし

THEATER

- 造園 外構 設計施工
- お庭のリフォーム
- 観葉植物レンタル
- インドアガーデン

SUIHO-EN

株式会社 翠豊園

三重郡川越町豊田2466

TEL 059-365-2714

ユニバーサルデザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



P31. 出生届
P36. 国民健康保険
P44. 母子健康手帳
P44. 妊婦健康診査

P40. 予防接種
P45. 子育て支援センター
P46. 保育所(こども園)
P47. 幼稚園

誕生



育児



戸籍の届出・各種登録は、**町役場**へ届け出てください

赤ちゃんが
生まれたら

P31. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら

P31. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が
亡くなったら

P31. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方

P32. 印鑑登録

老後



P37. 後期高齢者医療制度
P38. 介護保険
P39. 国民年金
P43. 高齢者福祉

壮年



P34. 税金
P36. 国民健康保険
P37. 特定健診
P39. 国民年金

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって
音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が
使えなくても
大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも
簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。





P45. 放課後児童クラブ
P47. 小学校
P47. 中学校
P47. 就学援助制度など

P36. 国民健康保険
P39. 国民年金



引越してきたら **P31. 転入届**
引越してきた日から14日以内に届出

町外へ引越していくとき **P31. 転出届**
引越す日の約14日前から届出

町内で住まいが変わったら **P31. 転居届**
引越した日から14日以内に届出



P8. ふれあいバス
P26. ごみの分別方法について
P48. ごみ
P50. 上下水道



P31. 住民登録
P31. 戸籍
P31. 婚姻届

人と技術が支える、新しい未来。
— New Future Supported by Humanity and Technology

TSUGIHASHI
Revolution and Creation

機械部品・モーター部品のスペシャリスト
株式会社 續橋製作所

TEL 059-363-1333 FAX 059-363-1332
〒510-8112 川越町亀須新田202番地

<https://www.tsugihashi.co.jp>



いきいき百歳体操やってます!!

百歳体操は、筋力をつけることで動きやすい体をつくり、いつまでも元気で暮らせることを目的とした体操です。住み慣れた近くの公民館などで地域の皆さんと楽しく体操しませんか?

どなたでも、いつからでも自由に参加できます!!



・豊田地区公民館	毎週月曜日	午前10時より
・天神地区公民館	毎週金曜日	午前9時30分より
・高松地区公民館	毎週木曜日	午前10時より
・豊田一色地区公民館	毎週金曜日	午前10時より
・南福岡地区公民館	毎週金曜日	午前10時より
・かめざき説教所	毎週火曜日	午前9時より(11月～4月は午前10時より)
・亀須地区公民館	毎週月曜日	午前9時より
・北福岡地区公民館	毎週月曜日	午前10時より
・当新田地区公民館	毎週木曜日	午前10時より





わたしたちが暮らすまち！

川越町

川越町は、三重県北部に位置し、北は員弁川(町屋川)を境に桑名市に隣接、南は商工業都市四日市市に、西は朝日町に接し、東は伊勢湾に臨んでいます。町の中心より、名古屋市まで30km、四日市市中心部までは8km。鈴鹿山脈を源とする朝明・員弁両河川の流出土砂により形成された起伏のない沖積層地帯で、標高0m～5mの平坦地です。

「川越」の由来

町村制施行で1町村の標準規模が300～500戸と定められていたので、朝明川北部の村々と南部の豊田、高松の両村が合併することになり、文字どおり「川を越えて」一つの村になったため「川越村」と名づけられました。昭和36年5月に町制が施行され、令和2年5月には、町制60周年を迎えました。

●川越町

東経 136° 40'

北緯 35° 01'

面積 8.72km²

人口・世帯数

総数
15,856 人男性
8,172 人女性
7,684 人世帯数
7,635 世帯

(令和7年10月1日現在)



町章

川越の「川」は、各住民が肩を組んだ姿を想定して、団結を表示して草書し、その周囲の「エ」は工業を表すとともに、片仮名の「エ」に通じるので、「越」にもじて5字で「ゴエ」を図案化。町の発展と町民の融和を表徴しました。(昭和40年制定)



町の木 クロガネモチ

人生は、苦勞し努力してこそお金持ちになれ(クロウしてカネモチ)、安定した老後と幸せに恵まれるという教訓を、クロガネモチの名にかけました。さらにこの木が塩分にも強いことから、水害に負けない町という願いも込めて選定されました。(昭和54年制定)



町の花 水仙

中国の古い書に「仙人には、天に在るを天仙、地に在るを地仙、水に在るを水仙」とあり、水仙は水の中の仙人を表わします。川越町のルーツ、海・川・水にちなみ、多年草で育てやすく、誰もがよく知っている清楚で可憐な花ということで選定されました。(平成2年制定)



町の鳥 つばめ

つばめは、春、南方から渡来して人家に巣を作り、田畑の害虫を捕食し繁殖する益鳥であり、古来からつばめが巣をつくる家は繁栄するといわれ、川越町の限らない発展と子孫繁栄を願って選定されました。(平成2年制定)

広告

地域とともに 街づくりに
貢献する



公共工事/舗装工事/造成工事/建築工事
エクステリア工事/造園工事/不動産賃貸



総合建設業

養三興業株式会社

三重県知事 許可(特-4) 第 572号

TEL(059)364-4311
FAX(059)364-4313
三重郡川越町南福崎311-4



川越町役場 のご案内

みなさんと共に考え、行動する「ガラス張りの町政」が私たちのモットー。今後も町の活性化と住民福祉の充実のために、全力で取り組んでいきます。また「最小の経費で最大の効果」という地方自治の基本理念のもと、時代の情勢に的確かつ迅速に対応し、足腰の強い行政を目指しています。

役場では、スピーディーで親身な対応を目標に職員の資質向上と適正配置を図っています。町政に関するご意見、ご質問があれば、お気軽に各窓口をお訪ねください。



所 〒510-8588 川越町大字豊田一色280番地
休 土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日



役場各課案内

- 1 階** 町民ホール、総合案内、ATM
- 2 階** 副町長室、会計課、町民保険課、福祉課、税務課、子ども家庭課、金融機関
- 3 階** 町長室、教育長室、災害対策室、企画情報課、学校教育課、総務課、防災安全課、生活環境課、産業建設課、上下水道課
- 4 階** 議場、議員図書室、議会事務局

各課(局)の業務案内

課(局)名	主な仕事	電話番号	課(局)名	主な仕事	電話番号
企画情報課	都市計画、広報公聴、統計、情報公開窓口、秘書など。	059-366-7112	産業建設課	農業・水産行政、商工・消費者行政、開発行為、建築確認、境界立合い、道路、水路の整備と修繕、宮繕など。	059-366-7117
総務課	行財政、選挙、自治会、入札・契約など。	059-366-7113	上下水道課	水道水の給水、上下水道料金、水道・下水道施設の整備と管理など。	059-366-7118
防災安全課	消防、防災、水防、防犯、交通安全、空き家対策など。	059-366-7120	会計課	現金や有価証券及び物品の受け入れ、払い出しなど。	059-366-7119
税務課	町税の賦課と徴収、固定資産の評価、税の諸証明など。	059-366-7114	学校教育課	教育委員会・教育行政・学校関係施設・教育財産、学校保健・安全など。	059-366-7121
町民保険課	戸籍住民登録、外国人登録、印鑑証明、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療など。	059-366-7115	議会事務局	議会運営、監査委員事務局、公平委員会事務局など。	059-366-7150
福祉課	社会福祉、高齢者福祉、障害者(児)福祉、介護保険、人権擁護など。	059-366-7116	健康推進課 (いきいきセンター)	保健衛生、診療所運営、いきいきセンター管理など。	059-365-1399
子ども家庭課	児童福祉、保育所、児童館、幼稚園など。	059-366-7130	生涯学習課 (あいあいセンター)	生涯教育(社会教育、社会体育)、文化財保護、体育施設・教育施設の運営など。	059-366-7140
生活環境課	ごみ、環境衛生、公害対策、犬の登録など。	059-366-7163			

広 告

川越町の総合建設業

松岡建設株式会社

土木施工管理の会社です。





働き方改革実施中!

完全週休二日制(長期休暇あり)

雑草発生防止技術
「ウィードコート工法」
＜特許取得技術＞

〒510-8114 三重県三重郡川越町大字亀崎新田51番地
TEL 059-365-2171 FAX 059-364-2715
office@matuokakensei.co.jp(問合せ用)

Instagram
Follow Us





ふれあいバスが便利です



ふれあいバスは町内全体を運行し、誰もが無料で乗車可能な地域公共交通として、町内の公共施設や駅、買い物などの移動手段に利用していただけます。2台の車両が北エリアと南エリアを8の字で循環し、一日12便を運行しています。町内の移動には、ふれあいバスがとても便利です。ぜひご利用ください。



▲時刻表など
詳しくはこちら

運賃

無料



運行日

月曜から土曜まで

日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は運休します。
暴風警報等の場合運休します。

ふれあいバスのご利用方法

STEP 01



バス停の近くで待機

運転手から見えるようにバス停の近くで待っていてください。



STEP 02



バスの号車を確認します

「川越町役場」「総合センター」のバス停では北エリア、南エリアのどちらに行くか確認します。

STEP 03

〇〇まで
お願い
します

降車場所を運転手に伝えます

降車するバス停を運転手に伝えてください。声が出しにくい場合などは、バス停一覧表を指差してお伝えください。

STEP 04

希望のバス停で下車します

料金は「無料」です。降車する際はバスが完全にストップしてから立ち上がり、安全を確認して、降車してください。

広告

MOVE ON

進む、一步先のステージへ



本社物流センター



海上コンテナ輸送
リーファーコンテナ輸送
ISOタンクコンテナ輸送
一般貨物輸送、鋼材輸送
物流倉庫業

貨物・運送車両の車検・整備は

KUP ケイアップ



ホームページ

KAWAGOE

〒510-8114 川越町大字亀崎新田116番地

川越運送株式会社

TEL(059)364-3622



バス停と
ルート一覧

乗換利用で乗車時間の短縮ができます

◆当新田地区から
スーパーサンシへ

1号車	2号車
出発 時間 乗降車場所	出発 時間 乗降車場所
8:44 当新田神明神社前	
9:07 スーパーサンシ	
買い物など用事	9:57 スーパーサンシ
←2号車から1号車に乗り換え	10:00 川越町役場
10:10 川越町役場	
10:24 当新田神明神社前	

◆高松地区から
総合センターへ

1号車	2号車
出発 時間 乗降車場所	出発 時間 乗降車場所
9:43 高松斎場	
10:13 総合センター	
診療所など用事	11:53 総合センター
直接、2号車へ乗車	12:13 高松斎場

◆亀須地区から
川越富洲原駅へ

1号車
出発 時間 乗降車場所
10:39 亀須神明神社
11:14 川越富洲原駅
乗換なしで 北エリアから南エリアまで 乗車できます。

広 告

日本から世界へ...
From Japan to the world.

創業以来70有余年、ものづくり一筋に邁進

ASAKE 朝明精工株式会社
ASAKE SEIKO CO., LTD.

自動車用部品の製造 専用FA機械の設計・製造・販売
(自動車用部品・検査機・各種自動車機)

高品質・安心・安全、良いものを安価に、生産の仕組みの自動化効率化をお手伝い!

■本社 三重県川越町大字豊田1042-3
TEL 059-364-3131 FAX 059-363-0383
■伊坂工場 四日市市伊坂町字高田1636-8
TEL 059-363-2263 FAX 059-363-2265
<https://www.asake-seiko.co.jp>

地域に密着し社会の道具となるよう貢献する
感謝と笑顔を忘れない

住まいのことなら
ささいな事でもお気軽にお申し付け下さい。

住宅・店舗 新築&リフォーム

イナガキ産業(株)

建設業許可 三重県知事(設-6)第21876号

新築・リフォーム・増改築・住宅設備工事
耐震・外壁・塗装・エクステリア・外溝
太陽光発電・オール電化・家電販売・修理

朝日町柿 1428 H.P. www.inagakisangyo.com
建設事業部 TEL 059-377-4998
電気・家電事業部 TEL 059-377-3731

ハトのファン
等でお困りの方

マンション・アパート
倉庫・工場・一般家庭 etc

網のことなら何でもお任せ下さい

設計 製造 施工 見積無料

防鳥ネット ●ゴルフネット ●バレーボールネット
防塵ネット ●各運動場防球ネット ●体育館の仕切りネット
●その他体育用ネット(バレー・テニス・卓球・バスケット)
●各家庭のネットフェンス ●防塵ネット
●金網フェンス各種 ●安全ネット各種

御一報くだされば、係員がお伺いします!!

☎(059)365-9659

SNY サクラネット有限公司

〒510-8001 四日市市天力須賀4-5-33 三重県指定業者
FAX (059)363-3967 (工事・物品)



ボランティア活動拠点施設 「ささえあい」

ボランティア活動拠点施設とは



活動室1



ボランティア人材育成の研修や会議など活動に適しています。中央の間仕切りで区切ることができます。



ボランティア活動の実施や情報発信、ボランティア活動者の育成・相談・交流を目的とした施設です。

施設を利用する際は事前申請が必要です。申請方法や施設の利用料については指定管理者の川越町社会福祉協議会にお問い合わせください。

ボランティア相談

毎週火曜日と木曜日(祝日等を除く)にボランティア活動に関する相談を行っています。ボランティア活動を行っている方やこれから始めたいと思っている方などお気軽にご相談ください。相談料は無料です。

火曜日 10:00～12:00

木曜日 14:00～16:00

祝日、施設の休館日を除く

施設

川越町大字豊田一色206番地1

活動室2・調理室



食を通じた地域交流ボランティア活動ができるよう、キッチンを設置しています。デッキテラスも併設されているため子育てボランティアの活動にも適しています。

問い合わせ

福祉課 TEL059-366-7116

ボランティアセンター(川越町社会福祉協議会)

TEL059-361-0035

川越町社会福祉協議会ホームページ



広告

私たちは 川越町の
福祉推進を目的に
日々活動しています
お気軽にお声がけください!



社会福祉法人
川越町社会福祉協議会

〒510-8123 川越町豊田一色314 TEL.059-365-0024
E-mail kawafuku@ccnetmie.ne.jp FAX.059-365-2940



介護・障がい
支援サービス

地域の
つながり
づくり

生活・福祉
相談

川越町社協の
HP・SNS



HP



Facebook



Instagram

川越町公式LINEアカウントの
友だち登録をお願いします

川越町LINE公式アカウント

友だち
登録してね

便利な機能を紹介！

登録がまだの方は、ぜひこの機会に友だち登録お
願いします。



令和4年8月から、多くの町民のみなさんが利用しているLINEを活用し、子育てやイベントなどの身近な情報のほか、行政手続きの電子申請や防災・災害情報などの発信に活用するため、川越町公式LINEアカウントの運用を始めました。

下の画像の画面下部のとおり、メニュー1では、川越町公式ホームページ、電子申請、各種予約のほか、メニュー2では、防災・災害情報、子ども・子育て、健康などの情報に簡単にアクセスできるメニューを用意しています。



川越町のメニューは以下のようになっています。友だち登録をしたら、まずは受信設定から始めましょう。



【メニュー1】



【メニュー2】

受信設定



希望するカテゴリーを選択すると、欲しい情報だけ受け取ることができます。

手続きナビ



暮らしのさまざまな面で、必要な手続きを事前に確認できます。

通報機能



道路・側溝・カーブミラー・公園などで不具合を発見した時は、写真や位置情報を付けて通報できます。

各種予約



マイナンバーカード日曜窓口や離乳食教室などの予約ができます。

広告

「匠の技」福田造園は
緑を演出するプロ集団です。

造園工事業 土木工事業 とび・土工工事業
石工事業 舗装工事業 鋼構造物工事業
水道工事業 解体工事業 塗装工事業

福田造園株式会社

お問い合わせ tel.059-365-2796
〒510-8124 三重郡川越町大字南福崎166番地
<https://www.fukuta-zoen.com/> 福田造園 川越 横南

あなたの大切な住まい
早めの長持ちさせるには
ペイントが肝心です。

見積無料

個人邸から店舗、会社、工場、公共事業まで
弊社直接施工だから安心保障・確実です。
お気軽にお問合せください。

一般建築塗装・吹付塗装・サイディング塗装
屋根塗装・抗菌（防カビ）塗装

株式会社 小塚装備

社団法人日本塗装工業会会員
全国アロンコート・アロンウォール防水工事業協同組合員
全国マステック事業協同組合連合会会員

TEL.0594-22-6885
〒511-0833 桑名市福江町24 FAX.0594-22-9061

小塚装備 検索 kozuka-sobi.jp
三重県知事許可（塗装・防水）第6第307号

みかんの産地紀州から
全国へみかんをお届けします

夢みかん 直売所

産直

http://yume-mikan.jp/
営業時間 9:30~18:00 水曜定休
Mie Agriculture Innovator Akazaki

MAIA 株式会社

直売所 四日市市天力須賀3丁目628-3
TEL 059-340-8889

川越町マップ

※総合センター内にあいあいセンター、いきいきセンターがあります。

川越町総合センター



広告



クレーン作業・土木工事一式

塩浜運送株式会社

- ・一般区域貨物自動車運送
- ・クレーン作業一式
- ・杭打及びシートパイル打抜工事
- ・重量物運搬据付
- ・土木工事一式請負
- ・産業廃棄物・収集運搬・埋立処分



本社・整備工場
四日市市大字塩浜 597
TEL.059-345-1381 (代)

産業廃棄物処分場
鈴鹿市加佐登町字守谷 670
TEL.059-370-6223

小古曾車庫
四日市市小古曾東 3 丁目



広告

ND
のぞみ歯科口腔外科
Nozomi Dentistry and Oral surgery Clinic

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	●

休診日：木曜、日曜、祝日

(一社)日本歯科専門医機構認定 口腔外科専門医 院長 豊留 崇一郎
(一社)日本歯科専門医機構認定 歯周病専門医 副院長 豊留 友貴

059-358-8128
〒510-8122 川越町豊田 273
川越富洲原駅東口すぐ目の前

QRコード

貝類問屋
㊟(有)マルイチ水産

(有)マルイチ水産は、
こだわりのハマグリを
お届けいたします

TEL 059-364-3701
FAX 059-364-4601
川越町高松字川下1366-1

記帳から申告まで。あらゆる税の相談に
お答えします。お気軽にお尋ね下さい。

森 税理士事務所

税理士・行政書士 所長 森 清文

TEL 059-365-4313 川越富洲原駅ホーム西隣
三重郡川越町豊田232-5 (歩いて180歩)

遺言書・遺産分割協議書
相続・贈与・不動産売買
成年後見制度(財産管理)
税務申告・建設業許可

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

怪我をしている
ときにも安心車いすの方やキャリーバッグを持っ
ている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高低に合わせて
そのまま気持ちよく使える記載台。浮き出している
エレベーターのボタン

ひらく

点字がなくても触ると識別できる数
字やマークが浮き出しているボタン。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話

子どもでも
使える高さ子どもや車いすの方などさまざまな方
に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり

どんな世代でも
使いやすい身長や身体的能力に合わせて使
える高さの違う手すり。

外国語の案内

住民だけでなく外国人観光客の方
にとっても分かりやすい案内板。

子育て

しやすいまち

「地域ぐるみで楽しく、安心して子育てできるまち」を目標に、子育て支援事業に取り組む川越町。子育てのしやすさは、こんなところがポイントなのです！

つなげる場所をつくる

子どもの年代に応じて利用できる児童館（つばめ児童館、おひさま児童館）、子育て支援センターが、川越町の中に2か所ずつあります。

児童館には、学童保育所が併設。さらに、つばめ児童館には子育て支援センターがあり、上の子どもは児童館、下の子どもは子育て支援センターと、きょうだいで一緒に利用できます。もちろん、それぞれの児童館、子育て支援センターの掛け持ちもオッケー。小さなまちだからこそ、

連携はばっちりです。

子育て支援センターに行けばいつでも同世代の子を持つ保護者さんたちと、すぐ顔見知り。「つなげる場所」があるということは、「孤立しない」ということ。そこでたくさんの温かい目に見守られて、すこやかに育つ。それが川越町の子育てです。

＼ 子育ての仲間づくりは、ここで！ 子育て支援センター ！／

子育て支援センター スマイリー（ひばりこども園）

子どもと保護者さんが、ゆったりした時間を過ごせる場を提供しています。ひばりこども園の中にあるので、広い園庭が利用でき、在園児と一緒に遊ぶことも。地域の公民館や公園に出かけ、園とは違う場所の「遊ぼう会」も身近な行事として好評です。

所 川越町大字豊田85番地1 問 ☎059-365-3525

時 平日：午前9時～午後3時

休 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

川越町子育て支援センター（つばめ児童館内）

「おうちの人と一緒に作る子育て支援センター」をモットーに、子育ての大変さ、楽しさを分かち合うことを大切にしています。ここから子育てグループが育ち、子育ての輪が広がっています。

所 川越町大字豊田一色235番地1 問 ☎059-366-0800

時 平日：午前9時～午後3時 休 土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

広告

三十三銀行

来店予約サービス

スマートフォンから予約可能

優先的に来店

ご予約のお客様を優先的にご案内できるサービスです。ぜひ来店予約をご利用ください。ご予約はこちらから▶

三十三銀行

33BANK OFFICIAL

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターきくみ(管区行政評価局、行政評価事務局、行政監視行政相談センター)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターきくみにつながることがあります。



総務省HPI行政相談の受付窓口より加工編集して作成 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudanuketuke.html)

個性いろいろ、使い分けオッケー

2つの子育て支援センターと児童館。「川越町にあるから同じような施設」というと、これが違うんです。

「子育て支援センター スマイリー」は、子どもがゆったり過ごせるように。「川越町子育て支援センター」は、親目線を大切に、活動のプログラムを組んでいます。

児童館も同じで、つばめ児童館はわいわいにぎやか、おひさま児童館はのんびり、ゆっくり。子どももいろいろ、保護者さんもいろいろ。だから施設もその運営に違いがあっていいんです。親と子どもの個性に合わせて、利用しやすい方を選べば、気負わず楽しい子育てができるでしょう。

地域ぐるみで育てよう

「中学生や高校生がやって来る児童館って、とてもいいと思う」と、保護者さんたちも言うように、川越町の児童館は、異なる年代の子どもたちが、みんな一緒に遊んでいます。小さい子を気づかたり、お互いを見習ったり、子ども同士で自然に学び合えることがたくさんあります。

さらに、つばめ、おひさま両児童館では、子どもたちと地

域のかかわりを大切にしようと、クラブ活動を実施。地域の方の協力のもと、1年を通してさまざまな活動をしており、子どもたちが、「まち」と「ひと」にかかわる、さまざまな体験ができる機会をつくっています。イベントには川越中学校や川越高校の生徒も参加。まさに、「地域ぐるみの子育て」をかたちにしているのです。

〳 いつ来ても楽しい子どもの遊び場 児童館 〳



▲スポーツday
卓球等のスポーツ



▲紙芝居



▲グラウンドゴルフ



▲手話クラブ

おひさま児童館



図書コーナーや遊戯創作室など、それぞれの目的に応じて楽しめる部屋があります。

所 川越町大字高松197番地1
問 ☎059-361-1070 FAX 059-366-1255
時 午前9時～正午、午後1時～午後5時
休 日曜日、祝日、12月29日～1月3日



つばめ児童館



部屋が区切られていないので、異なる年代の子どもが、文字通り「一つ屋根の下」で遊んでいます。

所 川越町大字豊田一色235番地1
問 ☎059-361-5636 FAX 059-366-0818
時 午前9時～正午、午後1時～午後5時
休 日曜日、祝日、12月29日～1月3日



▲スプリング
フェスティバルスタッフ



▲クラフトパン作り

広 告

造作家具・店舗什器の設計・製作・施工
オリジナル木工製品の製作・販売
ハンドメイドクラフト・雑貨の販売

**株式会社
いつみや木工**

〒510-8111
三重郡川越町当新田656-1
☎059-340-0538
E-mail: itmy.hiroshi@gmail.com



comi8s.



不定期ですが 手づくり品販売
イベントを開催しています
開催日程はホームページ等で
お知らせしています

アートクラフト
こはくの森

「日常のはしっこに木のあたたかさを」
木のやさしさや温もりを身近に感じていただきたい
という想いを込めて作っているブランドです

こみはち製作所

Web: <http://www.comi8s.com>
Email: comi8s.yuka@gmail.com



株式会社いつみや木工は、三重県SDGs
推進パートナーとして登録されています

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

株式会社いつみや木工は、持続可能な
開発目標（SDGs）を支援しています



公園

面積が8.72km²と小さい川越町は、限られた町土の有効な活用という視点を踏まえ、うるおい環境の保全と町の個性を活かした土地利用を進めていく必要があることから、身近でコンパクトな子ども広場（オープンスペース）を整備しています。



- 1 当新田子ども広場
- 2 当新田幼児広場
- 3 北福崎子ども広場
- 4 亀須子ども広場
- 5 亀崎憩いの広場
- 6 亀崎緑地公園
- 7 南福崎新田公園
- 8 南福崎中央公園
- 9 南福崎東公園
- 10 南福崎西公園
- 11 豊田一色公民館横公園
- 12 豊田一色東キリン公園
- 13 豊田子ども広場（ライオン公園）
- 14 豊田第2子ども広場（サル公園）
- 15 豊田公民館敷地内東広場
- 16 ユーハウスタウン内公園
- 17 豊田第3子ども広場（ぞう公園）
- 18 天神子ども広場
- 19 天神公民館広場
- 20 南部保育所跡公園
- 21 高松児童公園
- 22 高松子ども広場
- 23 上吉子ども広場
- 24 川越町北部公園（当新田）
- 25 川越緑地公園



生活の豆知識 ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表しています。ベビーカー利用者や周囲の方は、お互い気持ちよく利用できるように協力しましょう！



ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表しています。



出典：国土交通省



川越町運動施設

所 川越町大字亀崎新田77番地546ほか
問 059-364-2000

1 総合体育館

時 午前9時～午後9時
休 毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日
施 アリーナ、多目的室、柔剣道場、トレーニングルーム、会議室

2 町民運動広場

3 町民野球場

4 町民テニス場

時 午前9時～午後9時
休 12月29日～1月3日



「家庭の日」

施設無料開放

三重県では毎月第3日曜日を「家庭の日」として、青少年にとって大切な生活基盤となる健康で明るい家庭づくりを進めています。川越町では総合体育館内の施設を無料開放していますので、家族のふれあいの場としてご利用ください。

日時 毎月第3日曜日 午前9時～午後7時
内容 館内施設利用が1人2時間まで無料
利用可能施設
アリーナ・多目的室・柔剣道場・
トレーニングルーム
※1グループ4人まで



広告

地元とともに
桑名三重信用金庫
あなたの資産づくり、お手伝いします。
お気軽にご相談ください。

●川越支店
川越町大字豊田354-6
TEL059-364-8811

●朝明支店
朝日町大字小向350-1
TEL059-377-5005

ホームページ

TY JD DANCE STUDIO
ダンスを楽しむ方 から プロを目指す方
キッズダンス から シニア世代の健康体操 まで

Jazz・HipHopJazz・HipHop・K-POP
ダンスアクロバット・親子ダンス・健康体操 etc.

親子・考える力・伸びる学力
学研教室 幼児・小学生 算国英
英会話・中学英語
幼児/算数・数学・国語/英語

URL: <http://www.tyjd.co.jp>
E-mail: studio@tyjd.co.jp
川越町豊田一色515-1
お気軽にお問合せ下さい
TEL/FAX 059-364-5081

ケース
デンキ
中古車
ガリバー
ホンダ
自動車
学校 R1

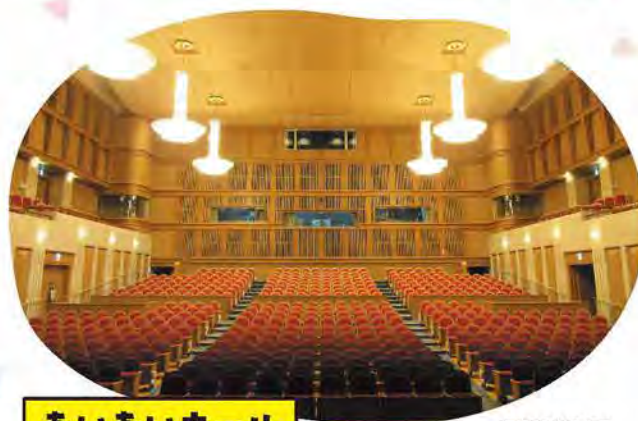
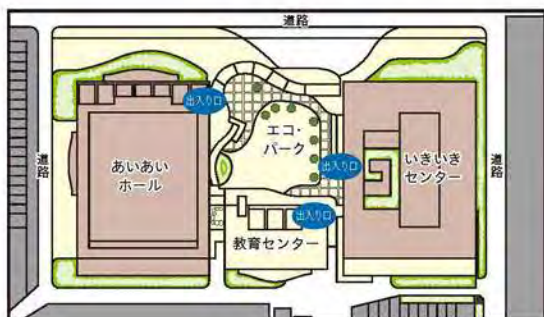
芸術や文化に

親しめるまち

あいあいホール・教育センター (あいあいセンター内)

教育・文化施設

- 所 川越町大字豊田一色314番地
- 休 毎週月・火曜日(月・火曜日が祝日の場合は翌平日)、
12月28日～1月4日
- 問 あいあいセンター ☎059-364-2500



あいあいホール

クラシック音楽などを肌で感じる
ことができる、総客席数594席の本格的
なホール。
演劇、講演会など幅広い運用も可能。



▲あいあいホール
イベント情報

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま
連れなど誰でも利用できます。

感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が
気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に
左右されず内容を認識できます。



教育センター

図書室・視聴覚室・音楽室・美術室などからなる教育・文化施設

あいあいセンター図書室

充実した児童書に加え、一般図書、雑誌など約63,000点をそろえ、どなたでもごゆっくりお楽しみいただける、町内にひとつだけの図書室です。季節やその時々話題に合わせた楽しい企画展示もしています。

- 時 午前9時～午後5時(夏休み期間中は午後6時まで延長)
- 休 毎週月・火曜日(月・火曜日が祝日の場合は翌平日)、12月28日～1月4日、特別整理期間

図書室ホームページでは、休館日やイベント予定をご覧くださいいただけます。本の検索・予約も可能です。



展示ホール

貸し施設としてご利用いただくことができます。
※利用がない時は学習スペースとして無料開放しています。



茶室

コミュニケーションを広げる場としても気軽にご利用いただいています。



会議室

各種研修会や会議、講習会などはもちろん、長机を移動して多目的にご利用いただけます。



イベント情報!



お子さんと一緒に「おはなし会」、物語の魅力を体感する「大人のための朗読会」、図書室での役目を終えた本の「リサイクル会」など



中央公民館

生涯学習、地域づくり、仲間づくりの場

様々な学習サークルや各種活動団体に利用されています。

また、住民の皆さんの教養の向上、健康の増進、自己啓発を推進する教育・学術・文化の拠点として、年齢や性別を問わず、どなたにも参加いただけるような各種教室、講座を開催します。

- 所 川越町大字豊田一色405番地
- 時 午前8時30分～午後9時
- 休 12月29日～1月3日
- 問 使用申請に関すること
中央公民館 ☎059-366-7141
- 教室・講座に関すること
生涯学習課 ☎059-366-7140



大研修室



料理室



発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものが探してみましょう。

段差のないUDブロック

段差がないから安全に歩ける



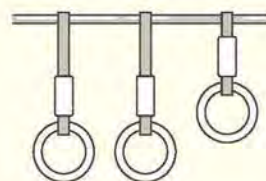
杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革



身長の高さに合わせて使える高さの違うつり革。



健康に 暮らせるまち



川越診療所 (いきいきセンター内)

みなさんの身近な医療機関として、健康の保持増進に努めます。

近隣総合病院との地域連携も充実していますので、必要な時には紹介させていただきます。

診療科目 総合内科・各種検診・予防接種
(消化器内科・糖尿病内科・循環器内科・呼吸器内科・放射線科)

診察日 火曜日から土曜日

受付時間 午前8時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後4時

問 ☎059-365-0776

院内感染防止のため、発熱、風邪症状のある方は、事前に電話をお願い致します。ご理解、ご協力の程よろしくお願いします。



▲診療所



\\ 主な検査機器 //



▲X線CT装置



▲X線一般撮影装置



▲デジタルX線透視撮影システム

\\ 町内公共施設AED設置場所 //

町内の公共施設にAEDを設置しています。
詳しくは「日本全国AEDマップ」を参照してください。



広告

自立・要支援型シニア 賃貸 入居者募集中!

ゴールドライフは「自立型」のササ住です。見守りの安心がながらも、マンションと同じように居室を借りるので、プライバシーも確保。今までの変わらない、自立した生活を過ごしていただけます。



元気で自由きままな安心生活

自由な生活を支える、セキュリティと安心の見守りサービス

オートロックセキュリティ
鍵で施錠しなくても自動でロックされるセキュリティシステム

安否確認生活相談サービス
1日1回の安否確認、9時～17時の間、生活相談のための生活相談員を配置

救急通報システム
もしもの時に、ワンタッチでフロントに連絡できるシステム

食事



介護サービス併設のサービス付き高齢者向け住宅
ゴールドエイジへ優先的に転居できます。



運営会社 GOLD AGE ゴールドエイジ株式会社
〒525-8820 富田市中村区名駅3丁目11番22号IT名ビル1階 TEL 052-588-2060 FAX 052-588-2062
分譲購入・ご入居に関するお問い合わせ資料請求は、お気軽に下記まで!!
0120-802-303 お電話受付時間 9:00～18:00
https://life.goldage.co.jp/brochure/ g-life@goldage.co.jp

四日市市富田一色町7番4
TEL 059-328-4300
ゴールドライフ富田 検索
https://life.goldage.co.jp

健康管理センター (いきいきセンター内)

すくすく相談

乳幼児の身体計測を行い、心配なこと・分からないことを気軽に相談できます。

保護者同士が自然と交流できるような憩いの場にもなっています。



かわごえキラキラ体操

「みんなで支えよう笑顔あふれる元気な町かわごえ」を目指し、子どもから高齢者まで誰もが親しめる体操です。あなたも一緒にやってみませんか。



\\ 検診を受けましょう //

がんや、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、検診を受けましょう。いろいろな機会に検診のPRを行っています。



広告

教養の豆知識

SDGsとは？

エス・ディー・ジーズ

持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

外務省HP「SDGsとは？」より加工編集して作成
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

食事処 是你的總ね家

はやちゃん

ご予約・お問い合わせはこちら
TEL.059-365-3887
各種ご宴会承ります (三名様より)

集会・法事などのお弁当(800円より)
その他、お気軽にご相談下さい。

営業時間 / 11:00~13:00
17:00~23:00
定休日 / 月曜日
ランチ平日(火~金)のみ

四日市市松寺2丁目304-1
食事処 はやちゃん 検索
<http://hayachan.jp/>
f 食事処はやちゃん で 検索

残るまち 歴史や伝統が

川越町の「宝」として、大切に守り、後世に伝えていくべきものを「川越町指定文化財」に指定しています。地域の方によって大切に守られてきた文化財を紹介します。

あみだによらいゆうぞう 阿弥陀如来立像

かつて亀崎の庄屋をつとめた伊藤家で秘仏として奉られていた仏像とされています。伊藤家の断絶後は、地区住民の手によって現代まで守られてきました。一度は伊勢湾台風で流失するという不幸にも見舞われましたが、幸いにも発見されました。製作年代は室町時代ごろと推定されます。

所 亀崎地区



\\ 川越町の祭 //

川越町には昔から行なわれている祭りがあり、3つの祭礼が6地区で行われています。

いずれの祭礼も川越町無形民俗文化財に指定されています。



石採祭

豊田・天神・豊田一色の3地区で毎年7月に行われている祭りです。祭りの始まりは、豊田一色の篤志家大塚寛太郎が日露戦争の戦勝祝いとして、桑名の石取祭の祭車を買入れて、青年にひかせたことがきっかけだと言われています。その後、豊田一色の祭車の買い替えや天神地区の増区によって、現在の3地区で祭りが行われるようになりました。

祭りの大きな特徴として、五つ拍子と呼ばれる独特の囃子で鉦と太鼓を打ち鳴らします。



広告



ヂンダ倉庫株式会社

本社
川越町大字豊田889-4
TEL 059-365-3211
FAX 059-365-3212

築港営業所
四日市市南起町2791
TEL 059-351-5213
FAX 059-352-5786

生活の豆知識 公共の相談窓口

ドメスティック・バイオレンス(DV)についての相談先

全国共通の電話番号(#8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスをどうぞ。

はれれば
#8008

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号(#8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。



内閣府HP「男女共同参画局」より加工編集して作成(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html)



所 豊田地区

や そ つ み く ら 八十積棕神社

川越町に現存する神社の中で最も古い記録が残っています。八十積棕神社について書かれた記録は平安時代中期(10世紀前半)に書かれた「延喜式(えんぎしき)」という律令時代の法令集で、その中に全国の神社の名前がまとめられた巻があり、八十積棕神社の名前も記されています。



薬師堂仏像

天正2年(1574年)に南福崎の利助という百姓が浜辺で見つけて家に持ち帰ったものの、光り輝くその姿をおそれ山之神に捨ててしまいました。その後豊田一色で長らく庄屋をつとめた、大塚家の先祖大塚久太夫が夢のお告げによって仏像を発見し、それ以降大塚家によって大切に守られてきました。現在薬師堂で姿を見ることのできる仏像は、16世紀に見つかった仏像を胎内に納め、保護するために作られたものと考えられます。その製作年代は江戸時代の後期と推定されます。昭和60年(1985年)に地区の有志により薬師堂が再建され、この仏像が安置されました。

所 豊田一色地区

釈迦堂石佛

大正7年(1918年)に八十積棕神社近くの田んぼで掘り出された石積みの中から見つかったものと言われています。川越富洲原駅西口にある釈迦堂に安置されています。製作年代は戦国～江戸時代初期と推定されます。

所 豊田地区



足上げ祭

毎年8月14日に高松地区で行われる祭りです。祭りの歴史は定かではありませんが、盆の行事と虫送りが何らかの形で同じ日に行われるようになったものだと考えられます。祭りのクライマックスには、八幡神社の境内にたてられた「しんばしら」の周囲を、青年たちが火のついたたいまつを持って周回します。

いもち 稲熱

当新田地区と亀須地区で毎年7月に行われている祭です。かつては稲につく虫や病気を追い払うために、虫送りという農業行事として2つの地区を含めた広い地域で行われていました。大きな締太鼓と鉦をひいて練り歩き、当新田地区では火のついたたいまつを持って練り歩きます。



告 告

生活の豆知識

公共の相談窓口

こどものSOSの相談窓口

なやみ言おう
0120-0-78310

こま じぶん ゆうじん
いじめで困ったり、自分の友人のことで
ふあん なや ひとり
不安や悩みがあったりしたら、一人で
なや でんわ そうだん
悩まず、いつでもすぐ電話で相談を。



文部科学省HP「子供のSOSの相談窓口」より加工編集して作成(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

Energy for everybody's life

エネルギーを通じて地域に貢献し、
環境にやさしい会社を目指します。

製品
高圧絶縁油 NCLシリーズ

関連会社
TANIX株式会社
表屋株式会社



安全操業・安定供給を求め、
日々技術力の向上に努めております。

株式会社 TANISEI

〒510-8121 川越町大字高松 1622

TEL 059-364-1211 (代)
FAX 059-364-1215

URL <http://www.tanisei.co.jp>



事業内容 潤滑油製造 高級潤滑油製造
各種タンク貸与業務 試験分析業務

余暇を楽しく 過ごせるまち



川越電力館「テラ46」

「人と地球の共生と未来」という大きなテーマを宇宙から見つめ、地球へ、私たちの町へと、徐々に身近な場所へ結ぶストーリー展開です。エネルギーと環境について、見て、触れて、実感し、遊びながら、わかりやすく学ぶことができます。

- 所** 川越町大字亀崎新田字朝明87番地1
- 時** 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- 間** ☎059-363-6565
- 休** 毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は翌日)・第3金曜日・年末年始



高松海岸

高松海岸は、北勢地域に唯一干潟が残る遠浅の自然海岸です。

現在は砂浜も少なくなりましたが、海鳥の他に、生息地が減少している海浜植物も見られます。

\\ 楽しいイベント情報! //

町民運動会

あらゆる年齢層の町民が参加して毎年秋に行われる町民運動会。各地区対抗競技では、応援席も巻き込んだ熱戦が繰り広げられます。



ふれあい祭

川越町総合センター周辺にて、毎年11月3日に開催されます。舞台・作品発表やボランティア等による多彩なブースがあり、地域の絆を感じられる子どもからお年寄りまで楽しめる祭りです。



広告

SHOWA
食文化の未来へ。

多様に変化し続ける食文化の中で、内外製粉は食を通して豊かな未来をみつめます。

人々の健康で豊かな食生活に貢献する

業務用小麦粉の製造販売 [ISO22000認証取得]
株式会社 内外製粉

【本社・工場】
三重郡川越町大字亀崎新田77-41
TEL.059-364-8111
FAX.059-364-8853

内外製粉 検索

日本ヒューム株式会社

日本ヒュームは
たゆまぬ技術開発により
豊かな環境づくりに貢献します

三重工場
〒510-8114
三重県三重郡川越町亀崎新田 58
TEL : 059-365-2126 (代表)

90年守り続けた
「技術」と「品質」

その水飴が
おいしいを
つくる

治

東洋化学株式会社
☎059-365-4101
FAX.059-365-4103
〒510-8121 川越町高松820番地

ちくわ・かまぼこ

川越町では、ちくわ、かまぼこなどの練り物を生産する事業者があり、約60年の歴史があります。

新鮮な海の幸を素材に四季折々の食品を生産し、採れたての魚からできる練製品は、高タンパクで低カロリーヘルシーフードです。自然の恵みとつくり手の心がこもっています。



あられ

伊勢湾台風により多大な被害を受けた川越町において、昭和35年より製造。

今日まで「おいしい品物造り」を第一におかき造りが営まれています。

三重県には、「田舎あられ」という永きにわたり親しまれている品があり、もち米の本来の味を大切にしたい「おかき」が川越町では製造されています。



おいしいものがあるまち

水飴

鈴鹿山脈から流れる朝明川の豊かな伏流水を使い、輸入トウモロコシ、国産じゃがいも、さつまいもから作られるでん粉を原料に水飴が製造されます。

お菓子をはじめ様々な食品の素材として広く使用されており、川越町では戦前より創業し、戦後しばらくの間までは貴重な国産甘味資源として重宝されました。

交通の便が良く豊富な水源にも恵まれていたこと、また日本の中心に近い立地でもあったことから最盛期には川越町から全国に広く出荷されていました。

現在では工場の特徴を生かし、水飴のほか様々な糖質を製造しています。



酒

鈴鹿山脈から流れる清流 朝明川の豊富な伏流水に恵まれたこの地で、創業以来百余年、品質本位に伝統や味を育み続け、古き良き酒造りを頑なに続けています。大吟醸酒、純米吟醸酒、吟醸酒などの種類があり、奥深い味わいを楽しめます。



佃煮

川越町には60年以上の歴史をもつ佃煮を製造する事業者があります。

代表的なあさりしぐれはもちろんのこと、ちりめんなど様々な佃煮を製造しています。



広告

御中元、お歳暮、お土産に…
小売り・地方発送承ります。

貝勢詰合せセット 貝勢あさりしぐれ

美味しさは真心
慶びの輪 人の和がひろがります。

創業70年 志ぐれ 佃煮
有限会社 共栄食品

営業時間 9時～16時 定休日 日曜・祝日
〒510-8122 川越町豊田 188-2
TEL 059-365-0225 FAX 059-363-1575

おいしさと健康を提供し
人びとの豊かな食生活に貢献する

三重化糧

創業明治40年
三重化糧株式会社

水飴 ぶどう糖 オリゴ糖 異性化糖

〒510-8121 川越町高松615
TEL: 059-365-2231
URL: <http://www.miecf.com>

荒木國一商店
ARAKI KUNI-ICHI SHOTEN

川越町大字南福崎1291-1
059-361-1111

常設時間 月～金 8:00～17:00 土曜日 8:00～13:00 祭休日 日曜日・祭日

つくた重慶の
たまり又焼

佃煮屋のもつ伝統的な味、技術
つくた重慶



限りある資源を確実にリサイクルするために、
再生ごみの紙類、びん、かん、ペットボトル、金物類は
きちんと分別しましょう！

ごみの分別方法について

川越町では、ごみの分別をしっかり行い、ごみの減量化と資源化を推進し、住みやすい、環境にやさしいまちづくりを進めています。

ごみの分別方法は、大きく分けると以下の5通りです。

指定ごみ袋は、5種類（一般、埋立、びん、かん、ペットボトル）あります。スーパー、ドラッグストア等の販売店で買い求めください。

区分	主な品目	出し方
一般ごみ (火曜日・金曜日)	生ごみ・紙くず・せん定枝、草、落葉	指定されたごみ集積場に出す※ 指定袋に入れる 生ごみは必ず水切り、草は根の土をはらう せん定枝・草・落葉は1回につき3袋まで
埋立ごみ (木曜日)	①プラスチック類・皮革類・合成ゴム製品等 ②蛍光管・ライター ③その他(耐熱ガラス・割れたガラス・陶磁器・化粧品のびん)	指定されたごみ集積場に出す※ ①指定袋に入れる ②③透明または半透明のビニール袋に入れる
再生ごみ (水曜日)※隔週	【A群】新聞紙・折込チラシ 【B群】雑誌・紙類 【C群】びん類・かん類・ペットボトル・布類・金物類・スプレー缶類・牛乳パック・ダンボール	指定されたごみ集積場に出す※ A群、B群…ひもで縛る C群のうち、 びん類・かん類・ペットボトル…指定袋に入れる 布類・金物類・スプレー缶類…透明または半透明のビニール袋に入れる 牛乳パック・ダンボール…ひもで縛る
粗大ごみ (約3か月に1回)	・指定袋に入らないごみ・家具類・寝具類・廃家電品・小型家電・乾電池類・廃食用油	各地区の公民館に出す 各地区でごみを出せる時間が異なります 各地区のルールに従って出す
収集しないごみ	・家電リサイクル法対象品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵・冷凍庫、ワイン庫)・処理困難物・業者による住宅の新築・増改築解体で生じた廃棄物	ごみ集積場に出せない 購入された販売店か専門処理業者か施工業者に依頼

※お住いの地域により指定されるごみ集積場は異なります。アパート、マンションにお住いの方は、管理会社へ、それ以外の方は、各地区の区長(自治会長)へお問い合わせください。

広告

OVOL

循環型社会へ貢献



福田三商株式会社

川越営業所 川越町南福崎字五町縄953-1
TEL (059) 363-1521

古紙の持ち込み大歓迎!



いざというとき

災害に備えて万全の心構えを！

防災安全課 ☎ 059-366-7120



いざというとき

非常持ち出し品について

避難時にすぐに持ち出すべき必要最低限の備えです。個人や家庭の事情に合わせて、必要なものだけを選び、すぐに持ち出せるように安全でわかりやすいところに保管しておきましょう。準備する際は、家族構成を考え、自分で持って避難できる量にして、両手を自由に動かすことができるか確認しておきましょう。

非常持ち出し品チェックリスト(例)

食料品 ☐ 飲料水(ペットボトル) ☐ 食料(乾パン、クラッカーなど) 衣類 ☐ 雨具 ☐ タオル ☐ 替えの衣類 ☐ ウィンドブレーカー ☐ 三角巾 貴重品 ☐ 現金(要小銭) ☐ 預貯金通帳(コピー) ☐ マイナンバーカード ☐ 健康保険証(コピー) ☐ 運転免許証(コピー) ☐ 印鑑	日用品 ☐ 軍手 ☐ トイレットペーパー ☐ ロウソク ☐ ライター ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ ☐ 乾電池 ☐ 筆記用具 ☐ 簡易トイレ ☐ メガネ(予備) ☐ コンタクトレンズ(予備) ☐ 万能ハサミ 	安全対策 ☐ 帽子 ☐ 防災ずきん ☐ 救急セット ☐ 常備薬 ☐ 持病薬(お薬手帳) ☐ 笛 便利用品 ☐ ウェットティッシュ ☐ マスク ☐ 大型ビニール袋 ☐ ガムテープ(布製) ☐ 食品用ラップ ☐ 携帯電話の充電器 ☐ モバイルバッテリー 	乳幼児・妊婦がいる場合 ☐ 哺乳びん・粉ミルク ☐ 紙おむつ ☐ 衛生用品 ☐ 母子健康手帳 高齢者がいる場合 ☐ 大人用紙おむつ ☐ 持病の薬 ☐ お薬手帳 ☐ 入れ歯・洗浄剤 ☐ 補聴器 女性がいる場合 ☐ 生理用品 ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 中身の见えないゴミ袋
--	---	--	--

津波からの避難時の心得

防災安全課 ☎ 059-366-7120

まず、わが身の安全を守る! なによりも大切なのは命。 地震が起きたらまず最初に身の安全を確保しましょう。 	狭い路地、壁ぎわなどに近寄らない! ブロック塀・門柱・自動販売機などは倒れやすいので注意しましょう。
火の始末は、ちょっと待って! ゆれが激しいときは危険です。 ゆれがおさまってから、あわてず無理せず確実に火の始末をしましょう。 	遠くて高い場所へ避難! できるだけ遠くて高い安全な場所を選んで早めに避難しましょう。
津波警報が出たらすぐ避難! 津波警報や注意報が発令されたら、ただちに高台などの安全な場所へ避難しましょう。 	万が一逃げ遅れたときは! 万が一、浸水が始まって遠くへの避難が難しい場合、近くの津波避難ビルや鉄筋コンクリート建物の3階以上に逃げてください。
外に逃げるときはあわてずに! 外に逃げるときは、瓦やガラスなどの落下物に注意し、落ちていて行動しましょう。 	みんなで協力し合って応急救護! お年寄りや身体の不自由な人、けが人などに声をかけ、みんなで助け合いましょう。
避難は歩いて、荷物は最小限にする! 避難をするときは、最小限の荷物を持って、原則として歩いて避難しましょう。 	正しい情報を把握! うわさやデマに惑わされず、テレビやラジオなどの正しい情報をつかみましょう。

指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて

指定緊急避難場所とは

災害から命を守るために緊急的に避難する施設です。災害の種別毎に避難できる場所が異なります。

指定避難所とは違い、原則食料や毛布などの物資提供はありません。一時的な滞在に必要な物資は非常時持出し品として予め準備しておき、避難の際にはご自身で持参してください。

指定避難所とは

災害によりご自宅に被害があり居住できない方が一定期間生活する施設（総合体育館・小中学校体育館など）です。

災害のおそれなくなった後に開設する施設であるため、災害種別による使用可否はありませんが、当該施設が被災した場合は使用できません。

避難生活の場であるため、食料や毛布などの物資を提供します。

広域避難について

南海トラフ地震や想定最大規模の台風による高潮など1つの市町村の中で避難を完結することが困難となるような広域的な災害が想定されることから、他の市町村及び都道府県へ行政界を越えて避難することを広域避難といいます。

町内のほとんどが浸水想定区域となる町では、十分な避難先の確保が困難となることが想定されることから、四日市市、菰野町、朝日町、川越町及び三重県との間で「災害時における広域避難等相互応援に関する協定」を締結し、広域避難体制の強化に取り組んでいます。

避難情報ととるべき避難行動

警戒レベルと避難行動【風水害編】

避難とは「難」を「避」ること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

町が発令する避難情報と警戒レベル

警戒レベル	種類	発令時の状況	住民に求める行動
3	高齢者等避難	【災害のおそれあり】 災害が発生するおそれがある状況であり、災害リスクのある区域等の高齢者等避難に時間の要する方が危険な場所から避難すべき状況。	【危険な場所から高齢者等は避難】 高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者は、危険な場所から避難を開始する。それ以外の人は、避難の準備を整える。
4	避難指示	【災害のおそれ高い】 災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等に居住する方が危険な場所から避難すべき状況。	【危険な場所から全員避難】 立退き避難を基本とし、洪水や高潮に対しては、ハザードマップなどにより、自宅等の屋内で身の安全が確保できるか等を確認したうえで、居住者自らの判断で、屋内安全確保することもできる。
5	緊急安全確保	【災害発生又は切迫】 災害が発生又は切迫している状況であり、災害リスクのある区域等に居住する方が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険な状況。	【命の危険 直ちに緊急安全確保！】 現在いる場所で最も安全な上階への垂直避難をしたり、近隣のより高所で堅固な建物に緊急的に避難するなど、命を守る最善の行動をとる。

避難行動の種類

立ち退き避難(水平避難)

避難行動の基本は立ち退き避難(水平避難)



指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅

屋内安全確保(垂直避難)

上層への移動や高層階にとどまることなどにより安全確保ができる場合



自宅マンションで 自宅内で 自宅で安全確保できる場合

緊急安全確保

逃げ遅れた場合や立ち退き避難を安全にできない場合



分散避難を考えてみよう!

「避難＝避難場所へ行くこと」とは限りません。避難場所へ多くの人が避難すると、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染リスクが高まります。避難が必要な場合は、避難所への避難以外にも安全な場所にある親戚や知人宅への「縁故避難」、自宅で安全が確保できる場合の「在宅避難」、避難生活に車を活用する「車中泊避難」など、ご自身や家庭及び地域の実状にあった避難方法を選び、地域の人たちが分散して避難することが大切です。



縁故避難



在宅避難



車中泊避難

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

1. 指定緊急避難場所

	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類			
			洪水	高潮	地震	津波
1	当新田地区公民館	朝日町縄生1142-1	②		○	
2	北福崎地区公民館	川越町北福崎45-1	②		○	
3	亀須地区公民館	川越町亀須新田278-5	②		○	
4	亀崎地区公民館	川越町亀崎新田83-6	○	○	○	○
5	上吉地区公民館	川越町高松1301	②		○	
6	南福崎地区公民館	川越町南福崎405	②		○	
7	豊田一色地区公民館	川越町豊田一色320	②		○	
8	豊田地区公民館	川越町豊田927-1	②	②	○	
9	高松地区公民館	川越町高松380-1	②		○	
10	天神地区公民館	川越町豊田373-2	②		○	
11	川越町総合体育館	川越町亀崎新田77-546	○	②	○	○
12	川越北小学校	川越町豊田一色69	②	③	○	②
13	川越南小学校	川越町高松258	②	③	○	②
14	川越中学校	川越町豊田一色67	②	③	○	②
15	川越町いきいきセンター	川越町豊田一色314	②	③	○	②
16	川越町あいあいセンター	川越町豊田一色314	②	③	○	②
17	川越町水防倉庫(当新田地区)	川越町当新田816-4			○	③
18	川越町役場	川越町豊田一色280			○	②

	施設名	住所	対象とする異常な現象の種類			
			洪水	高潮	地震	津波
19	三重県北勢沿岸流域下水道北部浄化センター管理本館	川越町亀崎新田80-2	○	②	○	○
20	三重県立川越高等学校	川越町豊田2303-1	②	②	○	②
21	霞4号幹線検査路	川越町高松1395-3他			○	○
22	豊田水防倉庫	川越町豊田826-1			○	③
23	北部保育所避難施設	川越町当新田763-1			○	③
24	亀須・亀崎地区津波避難タワー	川越町亀須新田168-1			○	②
25	かわごえよつぱの里	川越町亀崎新田21-12	③	④	○	

※②は2階以上に、③は3階以上に、④は4階以上に避難することを前提とした施設です。

2. 指定一般避難所

	施設名	住所
1	当新田地区公民館	朝日町縄生1142-1
2	北福崎地区公民館	川越町北福崎45-1
3	亀須地区公民館	川越町亀須新田278-5
4	亀崎地区公民館	川越町亀崎新田83-6
5	上吉地区公民館	川越町高松1301
6	南福崎地区公民館	川越町南福崎405
7	豊田一色地区公民館	川越町豊田一色320
8	豊田地区公民館	川越町豊田927-1
9	高松地区公民館	川越町高松380-1
10	天神地区公民館	川越町豊田373-2
11	川越町総合体育館	川越町亀崎新田77-546
12	川越北小学校	川越町豊田一色69
13	川越南小学校	川越町高松258
14	川越中学校	川越町豊田一色67
15	川越町あいあいセンター	川越町豊田一色314
16	三重県立川越高等学校	川越町豊田2303-1

3. 指定福祉避難所(指定一般避難所では生活に支障がある特別な配慮を必要とする人を受け入れる施設)

	施設名	住所	受入対象
1	川越町いきいきセンター	川越町豊田一色314	要配慮者
2	よつぱの里	川越町亀崎新田21-11	身体障害者、精神障害者、知的障害者
3	かわごえよつぱの里	川越町亀崎新田21-12	身体障害者、精神障害者、知的障害者

災害時の情報収集について

☎ 防災安全課 ☎ 059-366-7120

災害に備えるためには、テレビやラジオ、防災行政無線、町が貸与する個別受信機などにより、最新の情報を収集することが大切です。

また、町では、「川越町メール配信サービス」により、災害時の緊急情報をはじめ、様々な情報を発信しています。

災害時にも利用できる情報収集手段を確保して、情報をいち早く収集し、災害に備えましょう。

防災行政無線・個別受信機

避難指示などの避難情報や緊急情報を屋外スピーカーや個別受信機から音声でお知らせいたします。

川越町ホームページ



緊急速報メール

携帯電話事業者が提供する携帯電話を利用した災害時専用の情報発信の仕組みで、国や地方公共団体が発信する災害に関する重要な情報を対象のエリアにいる方に配信します。

川越町メール配信サービス

防災情報など様々な情報をメールで配信しています。QRコードからご登録ください。



スマートフォン



フィーチャーフォン



川越町LINE公式アカウント

◀お友達登録はこちらから▶

防災情報など様々な情報をラインで受け取れます。

災害用伝言ダイヤルについて

大きな災害が起こると、固定電話や携帯電話が地域によって使用できなくなる可能性があります。そんなときに災害用伝言ダイヤルを使えば、災害が起きた地域の固定電話の電話番号にメッセージを登録することができます。

もしものときに使えるように、災害用伝言ダイヤルの使い方を覚えておきましょう。

171

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。



全国瞬時警報システム(Jアラート)

このシステムは、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕がない事態が発生した場合に、国が情報を人工衛星を用いて全国の市区町村に送信し、町の同報系防災行政無線を自動起動させ緊急情報を町内へ伝えるシステムです。

これらの情報が放送された時は、テレビ、ラジオをつけて情報に注意し身の安全を確保して落ち着いて行動するようにしましょう。

放送される災害の種類

	災害情報の種類	放送内容
1	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	【有事サイレン】ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。
2	航空攻撃情報	【有事サイレン】航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。
3	弾道ミサイル情報	【有事サイレン】ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域にミサイル攻撃の可能性があります。
4	大規模テロ情報	【有事サイレン】大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロ危険が及ぶ可能性があります。
5	キャンセル報	【上りチャイム】先ほどの緊急情報は誤報です。
6	緊急地震速報(予測震度4以上)	【緊急地震速報チャイム】緊急地震速報。大地震です。大地震です。
7	長周期地震動(階級3以上)	【緊急地震速報チャイム】緊急地震速報。大地震です。大地震です。

	災害情報の種類	放送内容
8	大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	【大津波警報サイレン】大津波警報。大津波警報。直ちに高台に避難してください。直ちに高台に避難してください。
9	津波警報	【津波警報サイレン】津波警報が発表されました。
10	大津波警報 (東日本大震災クラス)	【大津波警報サイレン】大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。直ちに高台に避難してください。直ちに高台に避難してください。
11	特別警報 (大雨単独)	【上りチャイム】当地域に大雨の特別警報が発表されました。周囲の状況を見て避難行動をとってください。
12	特別警報 (大雨以外)	【上りチャイム】当地域に気象の特別警報が発表されました。周囲の状況を見て避難行動をとってください。

※注意事項

- ・これらの情報は緊急情報のため、24時間いつでも自動的に放送されます。
- ・緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前にお知らせしますが、震源が近いときは間に合わないことがあります。
- ・全国瞬時警報システムは、消防庁が発した情報を受信し、自動で町の同報系防災行政無線を起動させて放送するシステムです。そのため、誤報などの可能性があります、その際はキャンセル放送が流れます。

耐震化補助制度

問 産業建設課 ▶▶ ☎059-366-7117

★考えよう、建物の耐震化

阪神・淡路大震災における犠牲者の死因の8割強は、倒壊した建物や転倒した家具などの下敷きになったことによるものでした。このことから、比較的簡単にできる家具などの固定はもちろん、建物自体の耐震化も考えなくてはなりません。

■木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が3階以下の建築物が制度の対象となり(一部除外あり)、木造住宅耐震診断講習会を終了した建築の専門家が三重県木造住宅耐震診断マニュアルなどに基いて診断します。費用は国と県、町が負担します。

■木造住宅耐震補強設計補助制度

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い、またはある」住宅を「一応倒壊しない」住宅にする設計事業を実施する場合、その設計費用の一部を補助します。

制度を利用するには設計者との契約前に補助金の交付申請書と必要書類を産業建設課へ提出し、審査を受けてください。

■木造住宅耐震補強工事補助制度

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い、またはある」住宅を「一応倒壊しない」住宅にする工事を実施する場合、その工事費用の一部を補助します。

制度を利用するには工事施工業者との契約前に補助金の交付申請書と必要書類を産業建設課へ提出し、審査を受けてください。

■木造住宅除却工事補助制度

耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い、またはある」住宅の除却工事費用の一部を補助します。

制度を利用するには、工事施工業者との契約前に補助金の交付申請書と必要書類を産業建設課へ提出し、審査を受けてください。

耐震シェルター設置助成

問 防災安全課 ▶▶ ☎059-366-7120

地震が発生し、家の倒壊から命を守るためには、耐震補強が効果的です。しかし、様々な理由により耐震補強ができない場合があります。そのため、町は、地震による家の倒壊から命を守る空間を確保するために、居室の1室に耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を助成しています。

対象者

川越町に住所を有し、現にその住宅に居住している方

対象住宅

以下のすべての要件を満たす住宅

- ・昭和56年5月31日以前に建築(着工を含む)された木造住宅で、その階数が2階以下の住宅
- ・町が実施する耐震診断により、その判定が評点0.7未満と判定された住宅
- ・この制度により補助金の交付を受けていない住宅
- ・木造住宅耐震補強事業補助金の交付を受けていない住宅

家具を固定しよう

問 防災安全課 ▶▶ ☎059-366-7120

地震対策でもっとも身近な対策が家具類の転倒防止です。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固定しておくことが重要です。家庭で知恵を出し合って、安心・安全な暮らしを確保しましょう。

※災害時要援護者宅への家具固定を無償で行っております。対象となる方は次のとおりです。

- ①65歳以上の単身世帯の方
- ②夫婦の合計年齢が130歳以上の高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯
- ④療育手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯

対象家具は、原則として寝室及び居間に置かれた家具3台以内となります。

▶家具転倒防止の事例

本棚	壁と本棚をベルトで固定
戸棚	扉に金具などを使って開閉防止
サイドボード	柵を使って落下防止
食器棚	L字型金具を使って壁などに固定
ピアノ	①台の下に固定板を敷く ②固定板にピアノの足を金具で固定
タンス	①壁などに金具で固定 ②上下の家具を金具で固定 ③差し木などをタンスの下に入れて転倒防止 ④下地のしっかりした天井との間を固定

▶家の中の安全対策ポイント



- ・家具を固定するときは、柱や壁の下地のある部分などに金具等を取り付ける。
- ・じゅうたんなどのやわらかい床は滑るため、背の高い家具は置かない。
- ・家具の上部には軽いものを、下部には重いものを収納する。
- ・寝る場所や出入り口付近には家具を置かない。
- ・ガラス(窓、家具)に飛散防止フィルムを貼る。



届出・証明

引越し(住所の届出)

問 町民保険課 ▶▶ ☎059-366-7115

住民登録は、みなさんが川越町民として住民基本台帳に記載され、居住関係の証明、選挙権の行使、就学や国民健康保険などさまざまな行政サービスを受けるための基本となるものです。変更があった時は、忘れずに届出をしてください。

届出窓口 町民保険課
夜間・休日、12/29～1/3を除く

届出の種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人(15歳以上)または同一世帯の方 (親子や兄弟姉妹でも、同じ世帯でない場合は、委任状が必要です。)	・前住所の市区町村が発行した転出証明書(転入届出時)
転出届	転出する予定日14日前から		・届出人の本人確認書類
転居届(町内)	転居した日から14日以内		・住民基本台帳カード、マイナンバーカード(お持ちの方) ・代理人の場合は委任状 ・外国籍の住民の方は在留カードまたは特別永住者証明書

※転出届のみ郵送もしくはマイナポータル(マイナンバーカード及び電子証明書が必要)で届出が可能です。

※住所変更に伴い、別途手続きが必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
町のホームページからもご覧いただけます。



届出・証明

戸籍に関する届出

問 町民保険課 ▶▶ ☎059-366-7115

出生・婚姻・死亡などで戸籍に変動があった場合は次のような届出が必要です。

受付窓口 町民保険課
夜間・休日、12/29～1/3を除く
夜間・休日は、宿日直者が対応(戸籍届出のみ)
質問等がある場合は、業務時間内にお問い合わせください。

種類	いつ	だれが	どこで	必要なもの	注意していただきたいこと
婚姻届	届出日より法律上の効力が発生します	夫・妻になる人	夫・妻の住所地(所在地)または本籍地	・婚姻届書 ・届出者の本人確認書類	・証人(成人2名)の署名が必要
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)に届出ください	父・母	生まれた場所か住所地(所在地)、本籍地	・出生証明書 ・母子健康手帳	・生まれた子の名前に用いる文字は常用漢字、人名用漢字またはひらがな、カタカナ
死亡届	死亡または死亡の事実を知った日から7日以内に届出ください	親族、同居者及び家主、地主、公設所の長、後見人、保佐人など	死亡した場所か、死亡者の住所地(所在地)、本籍地、届出人の住所地(所在地)、本籍地	・死亡診断書(又は死体検案書)	・希望する火葬の場所等を決めてから届出してください
離婚届	【協議離婚】届出日より法律上の効力が発生します 【裁判離婚】調停成立・裁判確定した日から10日以内に届出ください	【協議離婚】夫と妻 【裁判離婚】申立人	夫婦の住所地(所在地)または本籍地	【協議離婚】 ・離婚届書 ・届出者の本人確認書類 【裁判離婚】 ・離婚届書 ・調停調書の謄本または審判・判決の謄本と確定証明	・協議離婚の場合は証人(成人2名)の署名が必要(裁判離婚の場合は証人は不要) ・離婚後も婚姻中の氏を称するときには別の届出(戸籍法77条の2の届)が必要(3カ月以内)

※土・日・祝日、夜間に届出された場合、書類に不備などがあると、後日連絡または、再度、来庁いただくこともありますので、ご了承ください。

※上の表にない届出についてはお問い合わせください。
町のホームページからもご覧いただけます。



各種証明書

問 町民保険課 ▶▶ ☎059-366-7115

住民票や印鑑証明、戸籍関係の各種証明書の申請窓口・手数料などは、下記のとおりです。

委任状が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請窓口 町民保険課(◎印の証明はコンビニ交付サービス(33ページ参照)が利用できます。■印の証明は、最寄りの市区町村の窓口にて取得できます。)

夜間・休日、12/29～1/3を除く

	証明の種類	手数料(1通)	必要なもの
戸籍	戸籍謄本・抄本◎■	450円	・本人または同じ戸籍に記載のある方は本人確認書類 ・上記以外の方が請求する場合には、本人確認書類に加え、委任状 ・身分証明書を本人以外が請求する場合は、委任状 ※必要な戸籍と請求者との続柄が当町で確認できない場合、戸籍等の資料を求める場合があります。 ・■の印の証明は、謄本のみ(最寄りの市区町村で)取得することが出来ます。なお、抄本は本籍地のみの発行となります。
	除籍謄本・抄本■	750円	
	改正原戸籍謄本・抄本■	750円	
	戸籍の附票の写し◎	200円	
	届書の記載事項証明書	350円	
	受理証明書	350円	
	身分証明書	200円	
	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円(※1)	
住民票	除籍電子証明書提供用識別符号	700円(※1)	・本人確認書類 ・本人、同一世帯以外の方が請求する場合は委任状
	住民票の写し(世帯全員・個人)◎	200円	
	住民票記載事項証明書◎	200円	
印鑑証明	印鑑登録証明書◎	200円	・印鑑登録証(かわごえタウンカード)

※1 ただし、同じ内容の戸籍(除籍)証明書と同時に請求される場合は無料です。

※郵送で戸籍・住民票を請求することができます。(戸籍は川越町に本籍がある場合に限りです。)

※■の印の証明は、市区町村によって金額が異なります。また、委任状による代理人請求をすることはできません。

詳しくは町のホームページをご覧ください。お問い合わせください。



窓口での本人確認

問 町民保険課 ▶▶ ☎059-366-7115

平成20年5月1日から、窓口での本人確認が法律で義務付けられました。本人になりすまして他人の戸籍謄本や住民票の写し等を不正に請求したり、虚偽の届出がされることを防止するため、ご協力をお願いします。

本人確認のための書類の種類	
1枚提示で足りるもの	運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・顔写真付住民基本台帳カード・身体障害者手帳・療育手帳・顔写真付在留カード・特別永住者証明書・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・宅地建物取引主任者証・教育資格認定証・船員手帳・戦傷病者手帳 など
2枚以上の提示が必要なもの	住民基本台帳カード(顔写真なしのもの)・在留カード(顔写真なしのもの)・各種健康保険の資格確認書等・国民年金手帳(基礎年金番号通知書)・各種年金証書・恩給証書・預貯金通帳・学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの など

印鑑登録

問 町民保険課 ▶▶ ☎059-366-7115

印鑑登録は、私たちの財産と権利を守る大切な制度です。印鑑登録をする場合は、本人申請を原則としています。

代理人により登録することもできますが、本人確認等に時間を要することから、即日印鑑登録証明書の発行はできません。

申請窓口 町民保険課

登録できる人

川越町に住民登録している15歳以上の人。ただし、成年被後見人は登録できません。

登録できる印鑑

一辺が8mmの正方形より大きく、25mmの正方形より小さいもの

※欠けているもの、材質がゴムなど変形しやすく、印影が不鮮明なものは登録できません。

※同一世帯内では、同じ印鑑の登録はできません。

	本人が申請するとき	代理人が申請するとき
必要なもの	・登録する印鑑 ・官公署発行の顔写真付の本人確認書類 ※本人確認ができない場合は、仮登録となり、ご自宅に照会書を郵送します。後日、回答書を持参していただかないと、登録と証明書発行ができません。	・登録する印鑑 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※代理人の場合は、本人に照会書を郵送します。後日、回答書を持参していただかないと登録が完了せず、証明発行ができません。

マイナンバーカード・公的個人認証サービス

マイナンバーカードは顔写真付のICカード(※1)で、券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax等の電子申請(※2)、コンビニ交付サービスや健康保険証としての使用(※3)をすることができます。

※1 令和6年12月2日以降、申請日において乳児(満一歳未満)の方は顔写真がなくなりました

※2 署名用電子証明書を利用

※3 利用者証明用電子証明書を利用

【有効期限】

日本人、特別永住者又は、在留資格が永住者・高度専門職第2号の外国籍の方

発行時	マイナンバーカードの有効期限	電子証明書の有効期限
18歳以上の方	発行日から10回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日
18歳未満の方	発行日から5回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日

※令和4年3月31日までに交付申請された20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期限は、発行から5回目の誕生日。

上記以外の外国籍の方

カード・電子証明書の有効期限は、カード発行日から在留期間の満了日

■マイナンバーカードが発行されたことに伴い、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月末をもって終了しましたが、有効期限内であれば使用できます。

【申請・受取方法】

申請方法

・個人番号通知書および通知カードに同封されている交付申請書等を使用した郵送による申請、オンラインでの申請、まちなか証明写真機から申請することができます。

受取方法

・申請後、交付通知書がお手元に届きましたら、必要書類を確認のうえ、町民保険課までお越しください。

手数料

・初回は無料

・再交付は1,000円(マイナンバーカード800円、電子証明書200円)

コンビニ交付サービス

「マイナンバーカード」を使ったサービスとして、全国のコンビニにおいて、住民票など各種証明書を取得できるコンビニ交付が利用できます。

役場の開いていない時間外や土・日・祝日でも、身近な場所で証明書を取得できます。

取得できる証明書と交付手数料

証明の種類	取得できる人	手数料(1通)
住民票の写し(謄本・抄本) 住民票記載事項証明書	本人、本人と同じ世帯の方	150円
戸籍謄本・抄本 戸籍の附票の写し	住所・本籍がともに川越町にある方及び同一戸籍の方	300円 150円
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録している方)	150円
町民税所得証明書 町民税(非)課税証明書 町民税納税証明書	本人(最新年度のみ)	150円

注意事項

・川越町に住民登録がない方、15歳未満の方、成年被後見人の方は、コンビニ交付サービスは利用できません。

・支援措置対象の方や、異動届を出されてすぐの方などは、証明書が取得できない場合があります。

利用時間

午前6時30分～午後11時(12/29～1/3及びシステムメンテナンス日(不定期)は利用できません)

利用できるコンビニ

全国の主要コンビニ(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど)でマルチコピー機を設置している店舗

利用に必要なもの

利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号)を搭載したマイナンバーカード

役場窓口におけるキャッシュレス決済導入について

川越町役場会計課窓口では、証明書発行手数料やコピー代のお支払いに、キャッシュレス決済が利用できます。

利用可能な窓口 会計課窓口

対象となる手数料

各種証明書発行手数料(電子証明書発行手数料など一部対象外となるものがあります。)

住民票関係、戸籍関係、印鑑登録証明書関係、税証明関係

コピー代、白図代

利用できる決済サービス(令和7年10月1日現在)

・クレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、Diners Club、DISCOVER、AMERICAN EXPRESS

・電子マネー

iD、WAON、交通系電子マネー、楽天Edy、nanaco、QUICPay

・QRコード決済

PayPay(※QRコード決済は各ブランドにて審査が完了後、順次追加します。)



届出・証明



税金

税金について

☎ 税務課 ▶▶ ☎059-366-7114 / 町民保険課(国民健康保険税) ▶▶ ☎059-366-7115

▶ 町税等の納付は便利な口座振替で

納期を忘れても安心、忙しいあなたが役場や金融機関へ出向かなくても自動的に納付できます。

取扱金融機関

- ・三十三銀行各支店
- ・桑名三重信用金庫各支店
- ・三重北農業協同組合各支店
- ・十六銀行各支店
- ・あいち銀行各支店
- ・大垣共立銀行各支店
- ・三菱UFJ銀行各支店
- ・みずほ銀行各支店
- ・東海労働金庫各支店
- ・百五銀行各支店
- ・北伊勢上野信用金庫各支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

※ゆうちょ銀行または郵便局での取扱いを希望される場合は、専用の申込用紙が必要です。郵便局の窓口へお申し出ください。

申込方法 預金口座のある取扱金融機関の窓口、税務課または町民保険課で申し込みをしてください。

必要なもの 通帳、銀行印 ※金融機関によって登録までの日数が異なります。

▶ 町税等の納期

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税			○		○		○			○		
固定資産税	○			○					○		○	
軽自動車税		○										
法人町民税	・予定申告…事業年度開始の日以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ・確定申告…事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内											
国民健康保険税	○		○		○		○		○		○	

納期限は、納期月の末日(12月は25日)です。納期限が土・日・祝日にあたるときは翌平日となります。

▶ コンビニ納付について

バーコードの印字がある納付書はコンビニで納付できます。コンビニの営業時間内であれば、いつでも納付できます。納付できるコンビニは納付書の裏面をご覧ください。

納付できる税金 町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

▶ スマートフォン決済アプリ(バーコード読み取り)での納付

バーコードの印字がある納付書は、以下のスマートフォン決済アプリで納付できます。

利用可能アプリ PayPay、PayB

▶ 「QRコード」を利用した電子納付

QRコードの印字がある納付書は、スマートフォン等で読み取りをすることで町税の納付ができます。QRコード決済に対応しているカードブランド・決済アプリ・金融機関は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

※コンビニ納付・アプリ決済は、納付書1枚の金額が30万円を超えるものは利用できません。



▶ 町税等を滞納すると

町税等は、あらかじめ定められた納期限までに納付しないと滞納となり、滞納者には督促状を発送します。それでも納付がない場合は、財産調査を行い、財産の差押えの滞納処分が行われます。

▶ 町税のおもなもの

	納税義務者	備考
町県民税	・1月1日現在、町内に住所がある方で、前年中に所得があった方等	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、3月15日までに申告書を提出してください。 ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの方、所得税の確定申告をした方は申告の必要はありません。 ※町県民税は令和6年度より森林環境税を含みます。
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する方	・固定資産を所有している方とは、土地については土地登記簿または土地補充課税台帳に、家屋については家屋登記簿または家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳にそれぞれ登記または登録されている方です。 ・固定資産課税台帳は縦覧期間(4月1日から第1期納期限まで)があります。縦覧とは町内に資産を所有する納税者が他人の資産(評価)と比較し、適正に評価されているか判断するための制度です。
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方	名義変更や廃車の手続きをされないと、そのまま課税されますのでお早めに手続きを行ってください。
法人町民税	町内に事務所や事業所等がある法人	法人町民税は、法人税額(国税)に応じて負担していただく法人税割と、資本金や従業員数に応じて負担していただく均等割を合算して納めていただくものです。新規の法人事業所等の設置や、既存内容の変更、事務所等の閉鎖をする場合などには、法人の変更届等を提出してください。
国民健康保険税	国保加入者のいる世帯の世帯主。(世帯主本人が、国保加入者であるなしにかかわらず、納税義務者は世帯主です。)	・保険税は、医療分と後期高齢者支援金分に分けて計算されます。 ・40歳以上65歳未満の人は、介護保険分を併せて納めることになります。 ・国保加入者がすべて65歳以上の世帯は、医療分・後期高齢者支援金分の国保の保険税は、原則として年金から天引きされます。ただし、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料の天引きと併せた額が年金額の2分の1を超える方は個別に納めることになります。 ・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めによる離職(特定理由離職者)をされた方は、申請により保険税が軽減されます。(前年給与所得を30/100とみなして算定)

▶ 税証明

所得証明書や評価証明書等の各種証明書の申請窓口や手数料は下記のとおりです。

申請窓口 税務課(○印の証明はコンビニ交付サービス(33ページ参照)が利用できます。)
夜間・休日、12/29～1/3を除く

証明の種類	証明内容	手数料(1通)
所得証明書○	町県民税 収入、所得金額(前年中1月～12月分)、所得控除額	200円
(非)課税証明書○	町県民税 収入、所得金額、所得控除額、年税額	200円
納税証明書	町県民税○ 納付すべき税額、納付済額、未納額	200円
	固定資産税 納付すべき税額、納付済額、未納額	200円
	軽自動車税 車両番号、納付年月日、証明書の有効期限等	車検用は無料
評価証明書	固定資産税 所在地番、地目種類、地積、家屋番号、床面積、評価額等	200円
公課証明書	固定資産税 所在地番、地目種類、地積、家屋番号、床面積、課税標準額、税相当額等	200円
評価通知書	固定資産税 登記用評価証明(法務局通知用)	無料
住宅用家屋証明書	その他 新築・中古購入等の家屋が、住宅用家屋であることの証明	1,300円
事業証明書	その他 当町において事業を行っている証明(車両登録用)	200円

申請時には、窓口にお越しいただく方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等)が必要です。

※本人または同一世帯以外の方が申請される場合は、原則委任状が必要となります。

※相続人が申請される場合は、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)が必要となります。

※法人名義の証明書を申請される場合は、申請書(または委任状)に法人代表者印または社印(角印)の押印と、窓口にお越しいただく方の本人確認書類が必要です。



保険・年金

国民健康保険

問 町民保険課 >> ☎059-366-7115

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保税と、国・県などからの補助金で賄われています。

加入の対象となる方

75歳未満で職場の健康保険に加入していない方(生活保護を受けている方を除く)は、国保に加入しなければならないことになっています。

国保に加入している方の例

- ・お店などを経営している自営業の方
- ・農業や漁業などを営んでいる方
- ・退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・パートやアルバイトなどをされていて、職場の健康保険などに加入していない方

国保に加入するとき (14日以内に届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入して来たとき	前住所の市区町村の転出証明書
他の健康保険をやめたとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	他の健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳

届出が遅れると、さかのぼって保険税を支払ったり、医療費を全額自己負担しなくてははいけなくなります。

国保をやめるとき

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出したとき	資格確認書等
他の健康保険に加入したとき	国保の資格確認書等・新しく加入した健康保険の資格確認書等
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等・保護開始決定通知書
死亡したとき	資格確認書等

※届出が遅れ、国保の資格確認書等で受診してしまうと、国保分の医療費をあとで返さなくてははいけなくなります。

主な給付

項目	内容
療養の給付	病気やけがをしたときに診察、治療、薬などの投与、入院などの給付が受けられます。
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したときに、出産育児一時金を支給します。
葬祭費	国民健康保険に加入している方が死亡したとき、葬儀を行った方に対し、申請により葬祭費を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた場合に超過額を支給します。 入院する場合は、あらかじめ申請をすることによって「限度額適用認定証」が交付されます。この認定証もしくは、保険証としての利用登録がされたマイナンバーカードを医療機関に提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。(「限度額適用認定証」は交付できない場合があります)
療養費	やむを得ない理由で資格確認書等を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったときなどに、申請により保険負担分を支給します。

保険が使えないとき

病気とみなされないもの

美容整形、健康診断、予防接種、正常分娩、経済上の理由による人工中絶など

他の保険が使えるとき

仕事上のけがや病気(労災保険が適用されます。)

国保の給付が制限される場合

けんかや泥酔などによるけがや病気

広告

やわらかさへのこだわりは
優しさへのこだわりです。

Smile
Cotton®



株式会社 スマイルコットン

営業時間 AM 10:00~PM 6:00 定休日 土曜・日祝

〒510-8123 川越町豊田一色 234-1

TEL 059-366-2225 FAX 059-363-1538

www.smilecotton-shop.com/

糸から生地への企画をし皆様に気持ちよく着ていただける
生地の販売と製品を提案しております。

▶ 交通事故にあったら

■ 届出をすること

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合でも、国保で医療が受けられます。国保で医療を受けようとするときは、必ず国保の窓口へ届け出てください。

届出に必要な書類

・第三者行為による被害届
・資格確認書等 ・印鑑 ・交通事故証明書 など

▶ 医療費は加害者負担が原則

交通事故などでけがをした場合に、保険により診療した医療費は、国保が一時立て替えて支払い、のちに国保がその医療費を加害者に請求することになります。

▶ 特定健診・特定保健指導

メタボリックシンドロームを予防するために特定健診・特定保健指導が実施されています。

特定健診では、生活習慣病の該当者や健康を害する恐れのある予備群を減少させるため、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で健診を行い、健診結果から健康保持に努める必要のある方を対象に生活習慣の改善など保健指導が行われています。

特定健診の対象者

40歳から74歳の国保に加入しているすべての人が対象となります。ただし妊産婦などは対象から除かれます。

健診の内容

身体測定、検尿、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、尿酸代謝)、心電図検査、貧血検査 など

健診の受け方

国保から年1回、受診券が送られてきますので、有効期限内に指定の医療機関で受診してください。



福祉医療費助成

問 障害者 福祉課

☎059-366-7116

一人親家庭等・子ども 子ども家庭課 ☎059-366-7130

下記の要件に該当される方に医療費の一部を助成しています。助成金は、健康保険により診療を受けて支払った医療費のみが助成対象となります。健康診断等、保険で認められない診療(入院時生活療養費)は助成の対象とはなりません。また、高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した金額です。高額療養費及び附加給付額については、加入している健康保険へお問い合わせください。

	対象者	所得制限
障害者	1. 身体障害者手帳1級～4級の方 2. 判定機関で知能指数50以下と判定された方または療育手帳の障がい程度が最重度、重度もしくは中度の方 3. 精神障害者保健福祉手帳1級の方(ただし、通院に限る)	なし
一人親家庭等	1. 父母のいない20歳未満の子ども(就学中の場合は、20歳になる年度末まで) 2. 20歳未満の子どもを扶養している一人親家庭の母または父及びその子ども	なし
子ども	18歳年度末までの子ども	なし

※子ども医療費の対象者は、窓口無料(三重県内の医療機関に限る)

後期高齢者医療

問 町民保険課

☎059-366-7115

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883

▶ 被保険者(対象者)は

- ・75歳以上の方が対象です。75歳の誕生日に被保険者になりますので、手続きは不要です。
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている方は、申請により、後期高齢者医療制度に加入できます。

▶ 保険者(運営者)は

「三重県後期高齢者医療広域連合」で、県内の全市町により構成されています。

▶ 役場の窓口では

- ・資格確認書の再交付(年次更新や新たに75歳になる方には広域連合から送付されます。)
- ・保険料の徴収
- ・各種申請や届出書の受付
- (例) 高額療養費の申請、療養費(コルセット等を作った際)の申請など

▶ 保険料の納め方

保険料は、年金からの天引き(特別徴収)と納付書や口座振替による納付(普通徴収)のいずれかにより納めます。

※普通徴収の方は、便利で安心な口座振替がおすすめです。



保険・年金

介護保険

☎ 福祉課 ☎ 059-366-7116

介護保険は40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護を支えあう制度です。

▶ 被保険者(対象者)は

- ・第1号被保険者…65歳以上の方
- ・第2号被保険者…健康保険に加入している40～65歳未満の方

▶ 保険者(運営者)は

介護保険制度を運営するのは市区町村です。

■ 役場の窓口では

- ・要介護認定
- ・介護保険サービスの確保・整備
- ・第1号被保険者の保険料の賦課・徴収

▶ 保険料の納め方(第1号被保険者)

- ・年金が年額18万円以上の方
→年金から天引きになります(特別徴収)
 - ・年金が年額18万円未満の方
→納付書や口座振替により納めます(普通徴収)
- ※その他にも一時的に普通徴収となる要件があります。
※普通徴収の方は、便利で安心な口座振替がおすすめです。

▶ 65歳になったら「被保険者証」が交付されます

「介護保険被保険者証」は要介護認定の申請、サービス計画(ケアプラン)の作成、サービスの利用などの際に必要になります。大切に保管してください。

※40歳～65歳未満の方(第2号被保険者)は、要介護・要支援の認定を受けた場合などに「介護保険被保険者証」が交付されます。

▶ 介護(介護予防)サービスを利用するまでの流れ

介護保険サービスを利用するためには申請により、要介護認定を受けることが必要です。

(1)申請

サービスの利用を希望する方は、福祉課または地域包括支援センター(☎059-365-9999)に「要介護認定」の申請をしてください。

申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
 - ・介護サービス利用質問票
 - ・介護保険被保険者証(65歳以上の方)
 - ・医療保険加入者の情報(40歳～65歳未満の方)
- ※申請書には、主治医の氏名・医療機関名を記入する必要がありますので事前にかかりつけの医師名、診療科名などを確認してください。

(2)要介護認定

- ・訪問調査、主治医意見書(一次判定)
- 心身の状況を調べるために、本人と家族などへ聞き取り調査を行う(ご自宅等に訪問調査を行うための日程調整を行います。)とともに、心身の状態に関する意見書の作成を、主治医に依頼します。

・介護認定審査会(二次判定)

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、専門家が審査します。

(3)認定結果

申請者に認定結果を通知します。

(4)介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)の作成

要介護認定を受けた方は、ケアプランに基づき介護保険サービスを利用できます。要支援1・2と認定された方は地域包括支援センター(☎059-365-9999)へ、要介護1～5と判定された方は居宅介護支援事業所を選び、事業所のケアマネージャーに介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)作成を依頼します。

(5)介護保険サービスを利用

介護(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。原則として、費用の1割～3割が利用者負担となります。

※自己負担が著しく高額になり、一定額を超えた場合について申請により超えた分が後から支給されます。(高額介護サービス費)

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護1～5の方への介護給付(介護サービス)と要支援1・2の方への予防給付(介護予防サービス)があります。その予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)については、介護予防・日常生活支援総合事業サービスとして町が行います。

サービス 訪問型	訪問型現行相当 介護サービス	ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。
	理学療法士派遣 サービス	理学療法士がご自宅を訪問し、体の状態のチェックや、運動・生活・地域との関わり等についてアドバイスをします。
サービス 通所型	通所型現行相当 サービス	デイサービスセンターで、日常生活を向上させるための支援をします。
	栄養改善指導 サービス	いきいきセンターで、食事量の算定や栄養に関するアドバイスをします。

▶ 総合事業サービスを利用できる方

- ・要支援1・2と認定された方
- ・基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された方

▶ サービスを利用するまでの流れ

(1)申請

サービスの利用を希望する方は、福祉課または地域包括支援センターで申請し、本人の状態から「要介護認定」か「基本チェックリスト(※)」かを判断します。

※要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように、本人の状況を確認するためのものです。

(2)介護予防ケアマネジメントの作成

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを作成します。

(3)介護予防サービスの利用

介護予防ケアマネジメントに基づいてサービスを利用します。原則として、費用の1割～3割が利用者負担となります。

国民年金

問 町民保険課 059-366-7115
四日市年金事務所 059-353-5515(代表)

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務づけられています。自営業だけでなく、会社員や公務員、専業主婦や学生なども、みんな国民年金に加入し「基礎年金」という共通の年金が受けられるしくみです。

国民年金の種別

国民年金被保険者は職業や保険料の納め方により種別が3つに分かれています。

種別	職業	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業・学生など	日本年金機構から送付される納付書に基づき、保険料を納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員	職場の年金制度の保険料が給料やボーナス(報酬)などから差し引かれています。 国民年金保険料を別に納める必要はありません。
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先へ第3号被保険者であることを届け出れば、自分で保険料を納める必要はありません。

こんなときはこんな届出を

自営業・学生など(第1号被保険者)

こんなとき	届出先	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者は除く)	町民保険課 または 年金事務所	※手続は不要 日本年金機構から納付書などが届きます
年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失したとき		—
任意加入するとき (国外転出・60歳以降の加入)		基礎年金番号がわかるもの、預(貯)通帳及び届出印
保険料を納めるのが困難なとき(学生以外) ※1 免除・納付猶予の申請		基礎年金番号がわかるもの、退職後の場合は離職票または雇用保険受給資格証(公務員の場合は退職辞令)
保険料を納めるのが困難なとき(学生) 学生納付特例の申請		基礎年金番号のわかるもの、学生証(写し)または在学証明書
妊娠・出産したとき		基礎年金番号のわかるもの、母子手帳など出産(予定)日のわかるもの
保険料を口座振替に するとき、やめたいとき	ご利用の 金融機関 または 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの、預(貯)金通帳及び届出印

※1 免除申請: 本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合
納付猶予申請: 50歳未満の方(学生除く)で、本人、配偶者それぞれの前年等の所得が一定額以下の場合

会社員・公務員(第2号被保険者)

こんなとき	届出先	必要なもの
厚生年金・共済組合を脱退したとき	町民保険課 または 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの、退職日または資格喪失年月日が確認できる書類

会社員・公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

こんなとき	届出先	必要なもの
収入増などで配偶者の扶養を外れたとき	町民保険課 または 年金事務所	基礎年金番号のわかるもの、資格喪失年月日が確認できる書類
配偶者が厚生年金・共済組合を脱退したとき		基礎年金番号のわかるもの、資格喪失年月日が確認できる書類

こんなとき、こんな年金があります

- ・65歳になったら…老齢基礎年金
 - ・病気やけがで障がいが残ったら…障害基礎年金
 - ・国民年金加入中の方で老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった時、その方の「18歳到達年度の末日までの間にある子(障害者1・2級は20歳未満)の配偶者」または「子」…遺族基礎年金
- 上記の年金の届出には受ける年金の種類により必要書類が異なりますので、事前に四日市年金事務所(059-353-5515)へお問い合わせください。

年金に関するお問い合わせは、日本年金機構のねんきんダイヤルへ

ねんきんダイヤル 0570-05-1165
050で始まる電話からは03-6700-1165
受付時間 月曜日(祝日の場合はその翌日)
午前8時30分～午後7時
火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※土曜日、日曜日、祝日と12/29～1/3は利用できません

年金記録の確認はねんきんネットが便利です

ねんきん定期便に記載されているアクセスキーを利用して日本年金機構のホームページからユーザIDとパスワードを取得すれば、自宅などのパソコンで簡単に自分の記録確認を行えます。アクセスキーがなくてもユーザIDとパスワードは日本年金機構のホームページから発行の申し込みができます。





保健・福祉・医療

健康づくり

問 健康推進課 >> ☎059-365-1399

▶ 各種検診事業

がんや生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に、各種検診を実施しております。

検診名	対象者	内容	会場
肺がん・結核	40歳以上	X線検査	川越診療所
腹部超音波	40歳以上	超音波検査(エコー)	
子宮頸がん	20歳以上 女性	頸部細胞診	いきいきセンター
子宮頸がんHPV検査	20歳～50歳で3歳刻みの女性	頸部細胞診・HPV検査	
乳がん(マンモグラフィ)	40歳以上 女性	X線検査	
乳がん(超音波エコー)	30歳～40歳未満 女性	超音波検査	
一般健康診査	30歳～40歳未満	検尿、血圧測定、血液検査等	
大腸がん	40歳以上	便潜血検査2日法	医療機関
前立腺がん	40歳以上 男性	血液検査	
胃がん(いずれか選択)	40歳以上	X線検査(バリウム)	
	51歳以上で奇数年齢に達する方	内視鏡検査(カメラ)	
子宮頸がん	20歳以上 女性	頸部細胞診	
子宮頸がんHPV検査	20歳～50歳で3歳刻みの女性	頸部細胞診・HPV検査	
乳がん(マンモグラフィ)	41～69歳で奇数年齢に達する女性	X線検査	
乳がん(超音波エコー)	30歳～40歳未満 女性	超音波検査	
肝炎ウイルス	40歳以上 今まで受けたことがない方	血液検査	
国保日帰り人間ドック	40歳～65歳未満 川越町国民健康保険加入者	血液検査、がん検診等	
さわやか歯科検診	41・51・61・71歳に達する方	むし歯、歯周病検査	
事業名	対象者	内容	助成額
がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業	がんに罹患し、医療用ウィッグ等を購入した方	医療用ウィッグ、補正下着、バスタイムカバーなど	購入額3万を上限とし、購入額の2/3助成
AYA世代がん患者在宅療養支援補助金交付事業	がん患者であり、在宅支援サービスを利用する時に40歳未満	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 福祉用具購入	サービス利用1月9万円 用具購入1年10万円

▶ 予防接種事業

予防接種法に基づいて、町内に住民登録がある方を対象に予防接種を実施しております。

一人ひとりが予防接種を受け、個人の予防および集団感染を防ぎましょう。

(令和7年10月時点)

種類	対象者	周知方法	内容	実施場所	費用等
定期 予防接種	乳幼児～高校生	個人通知	B型肝炎、ロタウイルス、小児用肺炎球菌、5種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん	三重県内 医療機関	料金無料
	65歳以上		高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス、高齢者带状疱疹		一部自己負担あり
任意 予防接種	1歳以上2歳未満 5歳以上7歳未満で小学校就学前(年長児)	個人通知	おたふくかぜ		3,000円/1回助成 1人2回まで
	50歳以上	回覧、 広報等	带状疱疹	国内医療機関	生ワクチン 4,000円×1回 不活化ワクチン 10,000円×2回
	20歳未満		骨髄移植後等の治療後に再接種したワクチンの費用を還付する		医師会との契約単価を上限とする

手帳

各種手帳の交付を受けられる方は、児童相談所(18歳未満の方)または障害者相談支援センター(18歳以上の方)による判定(面接)で、知的障害を有すると判定された方です。

身体障害者手帳

身体に一定以上の障害があり日常生活に著しい制限を受ける方が、障害の程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそ しゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、 呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、 HIV感染による免疫機能、肝臓機能障害のある方。
交付手続	指定医の診断書と顔写真2枚(たて4cm×よこ3 cm)とマイナンバー確認書類が必要です。
等級	1～6級 ※数字が小さいほど重度となります。

療育手帳

知的障害のある方の相談・支援を行うとともに、いろいろな福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

手帳の交付には申請が必要です。また、障害の程度により、受けることのできる福祉サービスが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に障害の程度により1級～3級の手帳が交付されます。

申請に必要なもの

診断書または年金証書(精神障害のものに限る)、顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)、マイナンバー確認書類
※顔写真の添付は任意です。

障害福祉サービス

身体・知的・精神難病の障害種別に関係なく共通の制度の中で、サービスを利用することができます。

介護給付

障害のある方の家庭にヘルパーを派遣し、家事や介護等を支援する在宅サービスや家庭における介護が一時的に困難な場合、施設に短期入所するショートステイ及び施設にて日常生活の支援をする施設入所支援などがあります。

その他、医療機関で看護・介護のサービス提供や、食事の介護等を行うとともに創作活動の場を提供するサービスなどがあります。

訓練等給付

事業所で自立した日常生活または社会生活ができるよう、能力向上のために必要な訓練や、一般企業等へ就労を希望する人に知識・能力の向上のための訓練等の支援を行います。

※障害の程度や懸案すべき事項をふまえ、個別にサービス計画を立てたうえで支給決定を行います。

※年齢や障害支援区分により受給できるサービスが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

補装具の交付及び修理

身体に障害のある方に、その障害を補うための用具(補装具)の交付と修理を行っています。



保健・福祉・医療





▶ 障害児通所支援サービス

専門的な支援により児童の発達を促進するため、個々の発達の特性に応じた適切なサービスを利用することができます。

■ 児童発達支援

未就学児を対象として、事業所で日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

■ 放課後等デイサービス

就学児(小学生～高校生)を対象として、学校授業終了後に事業所で生活能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

※障害の程度や懸案すべき事項をふまえ、個別にサービス計画を立てたうえで支給決定を行います。

※年齢や障害区分により受給できるサービスが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 地域生活支援事業

■ 日中一時支援

障害のある方を対象に日中の見守り等を事業所でを行います。

■ 移動支援

障害のある方を対象に社会参加のための外出を支援します。

※通院や定期的かつ長期にわたるもの以外となります。

■ 日常生活用具の給付

在宅で障害のある方に対し、日常生活に必要な用具を給付します。

▶ 自立支援医療費給付

■ 更生医療・育成医療

身体障害がある方の障害を軽くしたり、改善するための指定医療機関による診療、投薬、治療などの医療費が公費にて負担され、原則、自己負担1割で医療を受けます。人工関節置換術、切断端形成術、ペースメーカー装着など。

※一定の要件により毎月の上限額が設定される場合があります。

■ 精神通院

精神疾患(てんかんも含む)の治療のために指定医療機関(各都道府県等から指定を受けた病院等)に通院されている方を対象にその医療費が公費にて負担され、原則、自己負担1割で医療を受けられます。

※一定の要件により毎月の上限額が設定される場合があります。

▶ 特別障害者手当・障害児福祉手当

身体または精神に、重度の障害があるために日常生活において、常時特別な介護が必要な在宅の方に対し、福祉向上を図ることを目的とし、支給される手当です。

支給額

	特別障害者手当	障害児福祉手当
月額(1人につき)	29,590円	16,100円

(令和7年4月現在)

※所得制限があります。

※受給するためには申請が必要です。受給できない要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 特別児童扶養手当

身体または精神に、定められた障害の状態にある20歳未満の児童を監督・保護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

支給額

障がい等級	1級	2級
月額 (児童1人につき)	56,800円	37,830円

(令和7年4月現在)

※所得制限があります。

※受給するためには申請が必要です。受給できない要件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

広告

在宅での介護や一人暮らしが不安な方、
施設入所待ちの方など、
お気軽にお問合せください。

見学も随時受付しております。(要予約)



社会福祉法人

ほほえみ福祉会

三重郡川越町亀崎新田里中 15-2

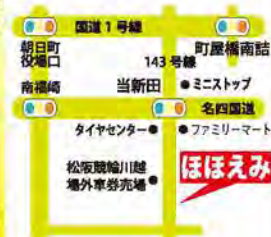
有料老人ホーム
高齢者住宅・訪問介護
通所介護・居宅介護
小規模多機能型居宅介護
介護タクシー・給食配食

有限会社 ほほえみ
桑名市桑部 1079-1
TEL 0594-25-8738

ほほえみ山の華
桑名市桑部 1456-2
TEL 0594-25-8187

ほほえみの華
いなべ市大町平塚字上松崎 1775
TEL 0594-88-1616

特別養護老人ホーム
ほほえみ桑名
桑名市大字桑部字中貝戸 681-4
TEL 0594-82-7711



特別養護老人ホーム ほほえみ
ショートステイ ほほえみ TEL 059-361-7171

高齢者福祉制度

高齢者の自立した生活を支援するサービスです。ひとり暮らしや高齢者の方が、介護保険サービス以外のサービスにより安心して暮らせるよう様々なサービスを行っています。(令和7年4月現在)

■ 自立を支援する主なサービス

項目	内容	対象者	備考
ふれあいホームヘルプサービス事業	日常生活で支援を必要とする高齢者が、自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルパーを派遣します。調理、衣類の洗濯、住宅の清掃、生活必需品の買い物や、その他の生活支援を行います。	・日常生活上の支援を必要とする概ね65歳以上の高齢者がいる世帯 ・介護保険の要介護認定で非該当(自立)と判定された方、もしくはこれと同程度と認められる方	・利用料 1時間200円
ふれあいデイサービス事業	在宅の高齢者が自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図ることができるよう、通所による創作的活動、機能訓練、給食・入浴サービスなどの各種サービスを提供します。	・概ね65歳以上の高齢者 ・介護保険の要介護認定で非該当(自立)と判定された方、もしくはこれと同程度と認められる方	・利用料 1回700円 ・場所 いきいきセンター
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等のご自宅に、栄養バランスのとれた食事(昼食)をお届けします。配食訪問時に利用者の安否確認などを行います。	・原則65歳以上のひとり暮らしで、近隣に扶養義務者がいない方	・利用料 1食350円 配達(月曜日から土曜日(年末年始は除く))
一般介護予防事業	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした高齢期を送れるよう支援します。	・概ね65歳以上の高齢者 申し込み先 運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上事業…健康推進課 (☎059-365-1399) 認知症予防・閉じこもり予防事業…地域包括支援センター (☎059-365-9999)	・利用料 事業によって、一部自己負担があります。 ・場所 いきいきセンター、各地区公民館など
理髪・寝具洗濯・おむつ給付事業	ねたきりや認知症などの在宅の高齢者に、理髪・寝具洗濯・紙おむつを支給します。	・理髪・寝具洗濯…概ね65歳以上の高齢者で、要介護認定調査のねたきり度が一定基準以上と認められる方 ・おむつ給付…概ね65歳以上の高齢者で、要介護1以上と認定され、常におむつを必要とする方	・給付額 理髪…7. 11. 3月の各月毎に3,600円を限度に助成 寝具洗濯…7. 11. 3月の各月毎に8,000円を限度に助成 おむつ…現物給付で、1週間あたり1,750円を限度に助成

■ ひとり暮らしの高齢者のためのサービス

項目	内容	対象者	備考
日常生活用具給付事業	長期にわたる在宅ねたきり高齢者や、ひとり暮らしの高齢者などが安心して生活できるよう、火災警報器などを給付します。	・概ね65歳以上で、心身機能の低下等、必要と認められたひとり暮らしの高齢者	・利用料 所得などにより異なります。
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らしの高齢者などが、急病や事故など緊急の際、簡単な操作で外部に通報できる機器を設置し、日常生活の安全を確保します。	・概ね65歳以上で、町民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者 ・継続して安否の確認を必要とする方など	・利用料 装置の貸与は無料。
養護老人ホーム入所	身体的・精神的な理由をはじめ、経済的な理由や家庭環境などによって、自宅で生活ができないと判断される、自立した高齢者を受け入れる社会福祉施設です。	・65歳以上の方で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方	・利用料 入所者及び扶養義務者の負担能力による

■ 敬老事業

項目	内容	対象者	備考
敬老会事業	町民の長寿を祝福して記念品を贈ります。	・70歳以上の方	
長寿者褒賞制度	多年にわたり地域社会の発展向上に貢献された長寿者を褒賞し、あわせてその家族の労をねぎらうことにより、町民の敬老思想の高揚を図ります。	・満95歳の方 ・満100歳の方 ※町内に引き続き10年以上住所を有すること	・褒賞 満95歳の方…10万円 満100歳の方…100万円



■ 包括的支援事業

項目	内容	問い合わせ先
総合相談・支援	介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあればご相談ください。	地域包括支援センター ☎365-9999
介護予防 ケアマネジメント	要支援者と介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対して、サービスや事業が適切に提供・実施されるよう調整・支援を行います。	
権利擁護	認知症などのために判断能力が不十分な方などに対し、不利益を被らないよう支援を行うほか、虐待が疑われる場合への対応をします。	
包括的・継続的 ケアマネジメント	地域における連携・協働の体制づくりや、困難な事例についての助言等を通して、個々のケアマネージャーに対する支援を行います。	
在宅医療・介護連携	川越診療所、医師会、関係医療機関と地域包括支援センターが連携して、在宅での医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう支援します。	
認知症総合支援	「もの忘れ相談室」に加え「認知症初期集中支援チーム」が相談にのり、認知症の早期発見と初期支援に向けて支援を行います。また、認知症地域支援推進員が、地域の各サービスや専門医療機関との連携を図り認知症とその家族を支える地域づくりを推進します。	社会福祉協議会 ☎365-0024
生活支援サービスの 体制整備	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が高齢者等のニーズと地域の社会資源を把握し、地域の多様な主体をつないだり、活動を支援することで、地域の多様な主体によって介護予防と生活支援サービスが提供されるようにします。	

母子保健

問 健康推進課 ☎059-365-1399

➡ 母子保健事業

各種健診・教室、育児相談等を行い、誰もが安心して子育てができるよう支援しています。

事業名	対象者	実施場所	内容
母子健康手帳の交付	妊娠を届け出た者	いきいきセンター	母子健康手帳の説明 妊娠中の健康についての保健指導
特定不妊治療費助成事業 (先進医療)	特定不妊治療を受けた 夫婦	指定医療機関	1回の治療につき5万円を限度とする
保険適用終了後の特定不妊治療 費に対する助成回数追加事業			保険適用が終了した方へ2回分上限30万円。
不育症治療費助成事業	不育症治療を受けた夫婦		1回の治療につき10万円を限度とし、 1年度1回、通算3回まで
妊婦等包括支援事業	妊婦、産婦等	いきいきセンター	保健師等による相談支援と妊婦支援給付金を 給付します
妊婦健康診査	妊婦	三重県内の 指定医療機関	問診、診察、HBs抗原検査、血液検査、尿検査、 超音波検査、子宮頸がん検診等
県外妊婦健診助成事業	妊婦	県外医療機関	
妊婦歯科健康診査	妊婦	四日市歯科医師会 指定医療機関	虫歯、歯周病検査
産婦健康診査	産後約2週間および 約1か月		問診、診察、血圧測定、こころの健康チェック等
新生児聴覚スクリーニング 検査費用助成事業	生後6か月未満の乳児	医療機関	聴覚スクリーニング検査
1か月児健康診査費用 助成事業	おおむね1か月を 経過する乳児		問診、診察、育児栄養指導
乳児健康診査	4か月児 10か月児	三重県内の 指定医療機関	
1歳6か月児健診	1歳5か月～1歳8か月児		身体計測、問診、歯科検診、小児科検診、保健指導、 栄養指導
2歳6か月児歯科健診	2歳4か月～2歳7か月児	いきいきセンター	歯科検診、保健指導、栄養指導、フッ素塗布
3歳6か月児健診	3歳5か月～3歳8か月児		身体計測、問診（耳と目に関するアンケート） 歯科検診、小児科検診、保健指導、栄養指導
訪問 新生児及び乳児訪問 未熟児訪問	全数	ご自宅等	身体計測、母子の健康について相談、指導
相談 すくすく相談	乳幼児の保育者	いきいきセンター	身体計測、保健相談、栄養相談、歯科相談
精神発達相談	発育に心配がある者など		心理判定員による発達検査、相談、指導

事業名	対象者	実施場所	内容
ことばの教室	ことばに関して心配があるお子さん	いきいきセンター	ことばの発音や、コミュニケーションを促すための訓練
妊婦教室 マタニティの会	妊婦とその家族(夫)		妊娠・出産・育児・食事について講義、妊婦体験、沐浴指導
育児教室 歯ッピーキッズ	未就学児		歯科衛生士の話、ブラッシング指導
離乳食教室(前半、後半)	乳児の保育者 (3~6、7~10か月)		調理実習と試食
産後ケア事業	産婦 産後1年未満の赤ちゃん とお母さん	医療機関等、 対象者宅	乳房管理、母体管理、授乳等の育児指導等

子育て支援

☎子ども家庭課▶▶☎059-366-7130

▶ 児童手当

18歳年度末までの児童を養育している方に支給されます。

児童の年齢	1人あたり月額
3歳未満	15,000円
3歳~18歳	10,000円
第3子以降	30,000円

(令和7年4月現在)

※受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。

※公務員の方は、勤務先で支給されます。

■ 次の場合は手続きが必要です。

- ・出生、転入・転出、養育する児童が増減したとき(該当日の翌日から15日以内に届出)
- ・受給者が公務員になったときなど

▶ 児童扶養手当

父または母がいない家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達する日以後の3月31日(一定以上の障がい児の場合は20歳の誕生日)までの児童等を監護または養育している方に支給されます。

対象者	支給額(月額)
児童1人のとき	全部支給される方 46,690円
児童2人目以降の加算額	11,030円

(令和7年4月現在)

※受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。
ただし、所得制限があります。

※受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないように速やかにお届けください。

※所得等による支給制限により支給額が変わります。

▶ 子育て支援センター

育児相談や各種子育て支援活動など、保護者同士が気軽に集える地域の子育ての拠点施設です。

川越町には2つの子育て支援センターがあります。

■ お問い合わせ

○川越町子育て支援センター(つばめ児童館内)

☎059-366-0800

○子育て支援センタースマイリー(ひばりこども園)

☎059-365-3625

▶ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、育児の援助を行いたい人(サポート会員)が相互援助活動を行い、子育ての不安や負担を和らげ、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で子育てを支援していくという事業です。

サポート内容

- ・保育所や学校・学童保育所等への送迎
- ・一時的な預かりなど

会員の条件

- ・依頼会員(育児の援助を受けたい人)
小学6年生までの子どものいる町内在住または在勤の方
- ・サポート会員
町内及び近隣市町に在住の方

■ お問い合わせ

川越町ファミリー・サポート・センター

☎059-366-0800

▶ 放課後児童クラブ(学童保育所)

仕事等の理由で、家庭に保護者のいない児童が、放課後や夏・冬・春休みを安心して過ごすことのできる環境を提供します。

川越町の児童が利用できる学童保育所は6か所あります。

■ お問い合わせ

川越北小学校区

○川越北学童保育所 日の本クラブ ☎059-366-0314

○川越学童保育所 日の本クラブ① ☎059-365-2650

○川越学童保育所 日の本クラブ③ ☎059-366-7171

川越南小学校区

○川越南学童保育所 ☎059-366-0757

○川越第2学童保育所 日の本クラブ ☎059-365-0580

○川越第2学童保育所 日の本クラブ② ☎059-365-0580

(令和7年4月現在)



保健・福祉・医療

保育所(こども園)

問 子ども家庭課 ▶▶ ☎059-366-7130

保育所(こども園)は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。家庭や地域社会と連携し、保護者協力のもとに家庭養育の補完を行い、子どもたちの健全な心身の発達を図るところです。

保育を必要とする事由に該当しない場合(「集団生活を体験させたい」「下の子どもに手がかかるから」といった事由)は入所の対象となりません。

保育時間

◇通常保育時間…午前8時30分～午後4時30分

特別保育

午前8時30分までと午後4時30分以降は、保護者の都合により保育の延長を必要とする場合のみの利用となります。

保育所(こども園)入所申し込み

- ①年度当初入所申込は、前年の9月頃受付します。詳しくは広報紙等をご覧ください。
- ②年度途中から利用希望の場合は、随時受け付けしていますので、保育所(こども園)または子ども家庭課までお問い合わせください。

保育料(0～2歳児)

- ①保育料は、世帯の課税状況等により決定されます。
- ②同時に2人以上の児童が入所している場合は保育料の軽減があります。

給食費(3～5歳児)

- ①主食費と副食費がかかります。
- ②副食費は、世帯の課税状況等により免除となる場合があります。

保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩上記に類する状態として町が認める場合
詳しくは町ホームページをご覧ください。



施設名	対象年月齢	定員(名)	所在地	通常保育時間 (早朝・延長保育時間)	電話番号
北部保育所	0歳児(生後6か月以上)～就学前	90	当新田763-1	午前8時30分～午後4時30分	059-365-1502
中部保育所	1歳児～就学前	60	豊田一色158	㊟午前7時30分～ ㊞午後4時30分～午後6時30分	059-365-1396 059-365-1571
南部保育所	0歳児(生後6か月以上)～就学前	110	高松280-1	午前8時30分～午後4時30分	059-365-3525
ひばり こども園	0歳児(生後6か月以上)～就学前	120	豊田85-1	㊟午前7時～ ㊞午後4時30分～午後7時	059-358-4500
もりのくに 養育園 川越	0歳児(生後12か月以上)～2歳児	12	豊田一色522 川越自動車学校 新館1階	㊟午前7時30分～ ㊞午後4時30分～午後6時30分	

(令和7年4月現在)

▶ 病児保育

病気の急性期から回復期にある子どもを預かる病児保育事業(病後児保育事業)を実施しています。

■ご利用できる病児保育室

- 病児保育室 どんぐり(川越伊藤医院) ☎059-364-4103(川越町)
 - こどもケアハウス「ぞうさん」 ☎0594-24-6914(桑名市)
 - はなまる病児保育室 ☎0594-45-8860(桑名市)
- ※病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約できます。

「あずかるこちゃん」



小学校・中学校・幼稚園一覧

学校・園名	所在地	電話番号	通学区域
川越北小学校	豊田一色69	059-365-0327	当新田、北福崎、亀須、亀崎、上吉、南福崎、豊田一色
川越南小学校	高松258	059-365-2913	豊田、高松、天神
川越中学校	豊田一色67	059-365-7338	川越町全域
川越幼稚園	豊田一色384-1	059-365-5851	川越町全域(希望者のみ)

小学校・中学校

入学するとき

小学校、中学校を問わず、新1年生には、毎年1月末日までに学校教育課から入学すべき学校及び入学期日を記載した入学通知書を送付します。

○次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき。
- ・国立、私立の学校に入学するとき。
- ・心身に障がいのある場合や病弱等により、入学先の変更、または延期をしたいとき。

就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10月もしくは11月に健康診断を行います。事前に保護者宛てに通知します。

転校手続き

1. 現在通っている学校に電話連絡

引越し先、連絡先等をお知らせください。
転校に必要な手続きがあるので、お早めに連絡をお願いします。

2. 転出先の学校及び学校教育課に電話連絡

3. 現在通っている学校で手続き

一度保護者の方に学校へ行っていただく必要があります。転校先の学校に提出する在学証明書等の書類をお渡します。

4. 学校教育課窓口へ

転出の手続き後、引き続き学校教育課で手続きを行ってください。なお、引越し後、やむを得ない理由で今までの学校への通学を希望する場合は、手続きが必要です。学校教育課にご相談ください。

幼稚園

入園資格

町内に住所を有し、保護者またはそれに代わる人により幼稚園に送迎していただける3・4・5歳児(当該年度4月1日現在)

入園するとき

子ども家庭課へ利用申請してください。
※申請書類は子ども家庭課にあります。
※翌年度当初の入園申込は、前年の9月頃受付します。
詳しくは、広報紙をご覧ください。

退園するとき

幼稚園に退園届を提出してください。
※退園届は幼稚園にあります。

毎月の費用

給食費を口座より引き落とします。その他の費用については町ホームページをご覧ください。



就学費用の援助制度

川越町奨学金制度

学習意欲がありながら、経済的な理由で修学困難な生徒・学生に対し、奨学金を貸与します。

申請資格

町内に住所を有し、次に掲げる学校に在学する者のうち経済的理由により修学困難な者(収入の審査があります)

(1)高等学校 (2)高等専門学校または短期大学 (3)大学

奨学金の返還

当該各校を卒業後、1年据え置き、引き続き10年以内に返還していただきます。(無利子)

申請時期

毎年1月中旬～3月末日(土・日・祝日を除く)

貸与額及び付与額

奨学金の種類	修学資金※1 (貸与月額)	就学支度金※2 (入学時一時金)
入学予定(在学)校		
高等学校	10,000円	30,000円
高等専門学校または短期大学	30,000円	50,000円
大学	50,000円	100,000円

※1 修学資金は無利子です。それぞれ該当する額の半年分を4月及び10月に一括貸与します。

※2 就学支度金は、入学日の属する年の4月に付与します。

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの就学費用の一部を援助します。

対象者

町内に居住し、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- ・要保護者
- ・前年度または当該年度に、生活保護法による保護の停止または廃止された方
- ・世帯の所得が町の定める基準以内の方

申請方法

学校教育課に申請書を提出してください。
※申請書は学校教育課にあります。



生活・環境・相談

ごみ

☎ 生活環境課 059-366-7163
環境グリーンセンター 059-365-9017

家庭から出るごみ

町内の家庭から出るごみは、決められた日の午前8時30分までに、決められたものを決められたごみ集積場へ出してください。

間違ってお出されたごみや分別されていないごみは収集できませんので、十分に注意してください。

ごみ収集日程及び分別方法

	収集日程	分別方法
スマートフォン用 ごみ分別 アプリ	収集日やごみ分別方法を検索できるスマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」 下記QRコードからダウンロードできます。	iPhone  Android 
町ホームページ	ごみの出し方 	
紙の配布	ごみ収集日程表 役場1階総合案内及び3階生活環境課にて配布しています。	ごみの出し方ハンドブック

会社や事業所等が出すごみ

地域のごみ集積場に出すことはできません。

事業活動で生じる事業系ごみは、事業者自ら処理できない場合は、処理施設へ搬入(有料)するか、町の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ収集を依頼してください。

ごみ集積場をきれいに使うために

水分が多いごみや臭いが強いごみ、日を間違ってお出されたごみや分別されていないごみは集積場が汚れる原因となるだけでなく、野生鳥獣を誘引することとなり、ごみを食い散らかされ、散乱する原因となります。悪臭や不衛生な状況は周囲の方に迷惑がかかりますので必ずルールとマナーを守ってください。

ごみの種類	正しい出し方
生ごみ	水分をよく切る。
かん・びん・ペットボトル	中身を出し、水洗いする。
プラスチック容器	中身を使い切る。

ごみ減量化への取り組み

一般ごみの内、各地区で生ごみの拠点回収を行い、堆肥化することでごみの減量化を行っています。

また、自宅で生ごみの減量化に取り組んでいただくため、環境グリーンセンターで下記購入補助制度があります。

	生ごみ処理機	生ごみ処理容器
補助金額	購入価格の2分の1 (上限5万円)	購入価格の2分の1 (上限1万円)
申請方法	購入後30日以内に、購入したことが分かる領収書を添付の上、所定の申請書を生活環境課または環境グリーンセンターへ提出してください。	

浄化槽に関する届出

☎ 生活環境課 059-366-7163

浄化槽法において、浄化槽とはトイレ・台所などからの生活排水をきれいにする「合併処理浄化槽」のことをいい、トイレからの汚水(し尿)だけをきれいにする「単独処理浄化槽」は、新たに設置することが禁止されています。

川や海的环境を守るため、下水道供用区域では、単独処理浄化槽や汲み取り式トイレから下水道への接続をお願いします。

また、浄化槽の設置、使用開始・廃止等の際は、三重県知事への届出が義務付けられています。届出の内容によって提出先が異なりますので、ご注意ください。

広告

ハウスクリーニングのことならお任せください

お茶目なおそうじ屋さん

東海ハウスマンサービス

一般宅から店舗、事業所まで承ります

エアコンクリーニング (壁掛けタイプ・お掃除機能付き)
換気扇クリーニング (レンジフードタイプ)
キッチン・浴室クリーニング

まずは無料見積もり致します。
お気軽にお電話下さい! 代表 寺本

TEL 059-324-7134

〒510-8123 川越町豊田一色 188-2

おかげさまで32周年



ピーちゃん.com
LINE スタンプ 配信中

解体工事 土木工事 産業廃棄物収集運搬処分 宅地建物取引

(有)サトー工業

員弁郡東員町大字筑紫 339

TEL: 0594-76-3265
FAX: 0594-76-1601

<https://www.kensetsukaitai.co.jp>

ピーちゃん.com 検索

スタッフ 募集中
M-EMS
ステップ2 開設

届出の内容	提出先	備考
設置(構造等変更)届出	生活環境課	設置届は建築確認申請を伴わない場合に限る。
使用開始(管理者変更・記述管理者変更)届	三重県四日市地域防災総合事務所環境室	☎ 059-352-0593
使用廃止届		

詳しくは、三重県のホームページをご覧ください。



▶ 浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにするため、維持管理が大切です。

浄化槽管理者は、浄化槽法で定められた保守点検、清掃、法定検査を実施することが求められています。

住民の方から寄せられる相談

☎ 生活環境課 ▶▶ ☎059-366-7163

▶ 野外焼却について

野外焼却は、煙の臭いや灰等による周囲の方とのトラブルとなるだけでなく、ダイオキシン類の発生原因にもなります。

家庭や事業所から出る廃棄物(ごみ)を屋外で焼却することは法律で禁止されています。

廃棄物(ごみ)は、燃やさず、分別して決められた日に決められた場所へ出してください。

草や落ち葉は一般ごみとして分別してください。多量の場合は、環境クリーンセンターへお問い合わせの上、直接搬入してください。

▶ 空き地の適正管理について

空き地は、所有者または管理者が適正な管理をしなければなりません。

空き地が放置されると、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄につながり、周辺の方に迷惑がかかります。

雑草が生長し始める5月から10月頃まで、定期的な除草をお願いします。

ご自身で除草できない場合は、専門の業者またはことぶき人材センター(川越町社会福祉協議会内 ☎059-365-0024)などに依頼してください。

▶ ハチの駆除について

町では、私有地のハチの駆除は行っていません。

所有者または管理者が直接駆除業者に駆除を依頼してください。複数の業者に料金を確認してから依頼することをお勧めします。

▶ 不正けし(疑いのあるものを含む。)を見かけたら

けしには、観賞用のひなげし等以外に、栽培が禁止されている不正なけしがあり、三重県内にも広く自生しています。不正なけしを見かけた方は、桑名保健所(☎0594-24-3623)又は警察署へご連絡ください。

見分け方については、厚生労働省のホームページ「大麻・けしの見分け方」をご覧ください。



▶ 野良猫へのえさやりについて

飼う意思のない野良猫にえさを与えないでください。えさを与えるのであれば、責任を持って室内で、飼い猫として飼育してください。

えさを与えられることで猫が特定の場所に集まりやすくなり、糞尿による悪臭被害や発情期の鳴き声による騒音など地域の生活環境や周囲の方との関係に深刻な影響を及ぼします。無責任なえさやりはやめてください。

特定外来生物

☎ 生活環境課 ▶▶ ☎059-366-7163

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものが特定外来生物として指定されます。

▶ ヒアリ

特定外来生物のうち、「要緊急対処特定外来生物」に定められているヒアリを発見した場合は、下記へ連絡してください。

環境省ヒアリ相談ダイヤル

☎0570-046-110(ダイヤルイン)

【IP電話の場合】06-7634-7300(一般電話)

受付時間 午前9時～午後5時

(12/29～1/3は除く)

▶ セアカゴケグモ

セアカゴケグモは強い毒性を持っていますが、攻撃性もなくおとなしいクモです。素手で触らない限りかまれることはありません。屋外で作業する場合は、軍手などの手袋を着用ください。

駆除は殺虫剤を用いるか、靴で踏みつぶすなどの物理的方法をお願いします。

▶ アカミミガメ・アメリカザリガニ

2023(令和5)年6月1日より「条件付特定外来生物」に指定されました。

指定後も、一般家庭でペットとして飼育しているアカミミガメ・アメリカザリガニは、これまで通り飼育できます。寿命を迎えるまで飼育してください。ただし、川などの野外に放したり、逃がしたりすることは禁止されています。自力で逃げ出した場合も違法となることがあるため、逃げ出さないような容器で適切に飼育してください。

飼い続けることができなくなった場合は、友人・知人・個体の新しい飼い主探しをしている団体等に譲渡してください。無償(譲り渡す側が引き取り料等を払って引き取ってもらう場合も含む)譲渡であれば申請や許可、届出等の手続きは不要です。



空き家等対策の推進

☎ 防災安全課 ▶▶ ☎059-366-7120

近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、防犯、衛生、景観等の面から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、近隣の方に大きな不安や迷惑を与えています。このため、町では、空き家等の所有者の責務を明らかにするとともに、適正な管理を促すなどの必要な措置を行い、町民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしを確保するとともに空き家等の活用を促進することを目的とした「川越町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を施行しました。

▶▶ 対象となる空き家等とは

「空き家等」とは、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅などの建物のことをいいます。また、そのような建物に附属する門や塀などの工作物やその敷地自体も「空き家等」に含まれます。

▶▶ 所有者等の責務とは

「所有者等」とは、空き家等の所有者以外に、管理者や占有者、法定相続人などのことをいいます。

「所有者等の責務」とは、空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において必要な措置を講じ、適切な管理をすることです。

▶▶ 必要な措置を行う対象となる空き家等とは

空き家等が以下のような適切な管理がなされていない状態にあると認められるときは、「特定空き家等」に認定されます。その所有者等に対して、状況に応じて、適切な管理がなされていない状態を改善するための助言、指導を行います。状態の改善がみられない場合は、勧告、命令等の措置を行います。

また、そのまま放置すれば、特定空き家等になるおそれがある空き家等は「管理不全空き家等」に認定されます。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適当である状態

▶▶ 空き家の適切な管理をお願いします

空き家等は個人の財産であり、管理は所有者等の責任です。空き家等の適切な管理をせず放置した結果、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者等は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

所有者等の方は、所有または管理する空き家等の状態を定期的に点検し、敷地内の除草や樹木の剪定、状況によっては修繕や解体を行うなど、適切な管理をお願いします。

▶▶ 空家バンク制度

町内にある空き家の売却・賃貸を希望する所有者等からの希望に基づき、空き家に関する情報を、住み替えなどを検討している方に対して、町のホームページなどにおいて情報を提供する制度です。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。



▶▶ 空家対策補助金

川越町空家バンク制度の活用を促進するため、空家バンク制度を利用し、売買契約または賃貸借契約が締結された空き家のリフォームまたは、除却に対し、その費用の一部を補助します。

制度を利用するには、事前に補助金の交付申請書と必要書類を産業建設課へ提出し、審査を受けてください。

上下水道

☎ 上下水道課 ▶▶ ☎059-366-7118

▶▶ 水道に関する届出

開閉栓業務や各種届出は、あらかじめまたは速やかに届出をしてください。

また、受付は、夜間・休日等の業務時間外は一切取り扱いできませんのでご注意ください。

▶▶ 水道の開栓・閉栓の届出※2営業日前まで

水道の使用を始めるとき、中止するときは、開閉栓受付専用ダイヤルへ申し込みをしてください。

開閉栓受付専用ダイヤル ☎059-364-4310

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日、12/29～1/3を除く

■ 水道の使用を始めるとき（開栓）

新しく水道を使用されるときは、開栓の申し込みをしてください。蛇口をひねって水が出たとしても、必ず申し込みをしてください。

開栓手数料500円（口径50mm以上は、1,000円）は、水道料金の初回請求時にあわせて請求します。

■ 水道の使用を中止するとき（閉栓）

転出等のため、水道を使用しなくなるときは、閉栓の申し込みをしてください。手続きをしないと、水道を使用していなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

開閉栓とも立会いの必要はありません。

▶▶ 名義変更などの届出

次の場合は、上下水道課へ届出をしてください。

届出窓口 上下水道課 ☎059-366-7118

夜間・休日、12/29～1/3を除く

■ 使用者を変更するとき

使用者を変更するときは、速やかに届出をしてください。

料金の納付を口座振替にて行っている場合は、あわせて口座振替の変更手続きをしてください。

使用者が死亡された場合も、そのまま放置しますと、証明等で不都合が生じる場合がありますので、速やかに届出をしてください。

給水設備の所有者を変更するとき

給水設備の所有者を変更するときは、速やかに届出をしてください。

手続きに必要なもの 新所有者、旧所有者がわかる書類（売買契約書の写し等）

使用水量の検針

町で委託した検針員が、2ヶ月に1度メーター器の検針をしています。その際、使用水量のお知らせ票により、使用水量・納付額等のお知らせをしています。

上水道料金及び下水道使用料の支払い

支払い場所

町役場、取扱金融機関、コンビニまたはアプリ決済納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。口座振替の手続きは、通帳と銀行印を持参のうえ、役場または取扱金融機関の窓口で、お申し込みください。北部地区は偶数月、南部地区は奇数月の26日（金融機関の休日の場合は翌営業日）に指定口座より振替ます。

取扱金融機関

三十三銀行 百五銀行 三菱UFJ銀行 大垣共立銀行 あいち銀行 みずほ銀行 十六銀行 桑名三重信用金庫 北伊勢上野信用金庫 東海労働金庫 三重北農業協同組合 ゆうちよ銀行及び郵便局

コンビニ納付

納付書裏面に記載のあるコンビニで納付できます。

アプリ決済

PayB、PayPay、ファミペイが利用できます。

※コンビニ納付、アプリ決済は、納期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるものは利用できません。

※クレジット等の納付は取り扱っていません。

下水道排水設備工事

ご家庭などの排水設備の新設や増設・改造工事は、川越町排水設備工事指定業者以外では取扱いできません。各工事のお申し込みは指定工事業者へ直接お申し込みください。

※指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店は、町ホームページをご覧ください。か、上下水道課までお問い合わせください。



環境

問 生活環境課 ▶▶ ☎059-366-7163

太陽光発電システム設置に対する補助制度

町単独補助

太陽光発電システム	7万円と設置費用と比較して少ない方の金額
同時設置に CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	2万円と設置費用と比較して少ない方の金額
家庭用燃料電池システム	5万円と設置費用と比較して少ない方の金額
家庭用蓄電システム	10万円と設置費用と比較して少ない方の金額

申請期限

太陽光発電システム：電力会社との電力供給契約した日から2年以内

家庭用蓄電システム：設置日から2年以内

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて生活環境課へ申請してください。

詳細については町ホームページをご覧ください。



生活・環境・相談

水道管の工事及び下水道排水設備工事

水道管の工事

ご家庭などの水道の新設や増設・改造工事は、川越町指定給水装置工事事業者以外では取扱いできません。

各工事のお申し込みは、指定工事事業者へ直接お申し込みください。

道路等で漏水を見つけた際は、上下水道課までご連絡ください。

漏水を放置したままにしないようお願いいたします。

広告

地元の頼れる 水道屋さん

川越町で 1967年創業

従業員募集中!

川越町、朝日町、四日市市指定水道工事店

駒田水道(株)

☎059-365-5026

〒510-8124 川越町南福崎285

営業品目

上下水道工事
給排水衛生設備工事
土木工事
住宅設備機器販売
設計施工

川越町・朝日町・四日市市
桑名市・菰野町・いなべ市
上下水道指定

明和設備工業株式会社

支店 〒510-8123 川越町大字豊田一色353-1
TEL 059-365-4408 FAX 059-364-3803
本社 〒512-8041 四日市市山分町469-1
TEL 059-363-7676 FAX 059-363-7677

県補助金を利用した補助

太陽光 発電設備	1kwあたり7万円(上限は10kw、70万円まで)と 設置費用と比較して少ない方の金額 ※kw表示の小数点以下は切捨て
蓄電池	設置費用(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(上 限は10kw、1kwあたり15.5万円)

申請要件

FIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者

申請期限

10月末日

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて生活環
境課へ申請してください。

詳細については町ホームページをご覧ください



※補助金につきましては、毎年度の交付が保証される
ものではありません。予算の状況や制度の見直し等
により内容が変更される場合がございます。

ペット(犬と猫)

飼い主の方へ守ってほしいこと

- 1 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をも
って飼いましょう。
- 2 人に危害を加えないよう、しつけを行いましょう。
近隣に迷惑をかけたりしないよう、散歩の際はリー
ドをつけ、糞尿や毛の始末を確実にしましょう。
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう。
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう。
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

避妊・去勢手術費助成

飼い犬や飼い猫の避妊・去勢手術にかかる費用の一
部を助成します。

手術の種類	犬	猫
避妊	3,000円	2,000円
去勢	2,500円	1,500円

手術後6か月以内に、避妊(去勢)手術実施証明書、領
収書を所定の申請書に添えて生活環境課まで提出して
ください。

避妊(去勢)手術実施証明書は、手術を実施
した獣医師の証明が必要となりますので、予
め所定の申請書を準備されることをお勧め
します。



犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射は、法律により
義務付けられています。

	登録	狂犬病予防注射
対象	生後91日以上犬	
費用	1頭につき3,000円	注射済票交付手数料550円 ※注射料金は、集合注射、獣医 院により料金が異なります。
持ち物	なし ※申請書に犬の生年 月日、性別、犬種、 毛色などをご記入 いただきます。	狂犬病予防注射接種済み証明 及び町からの通知(はがき)を 持参ください。
交付	1頭につき鑑札1枚	注射済の犬1頭につき注射済 票1枚

交付された鑑札及び注射済票は首輪に括り付けてく
ださい。

犬が死亡したとき、または飼い主や所在地の変更が
あった場合には届出が必要です。生活環境課へお
問い合わせください。

相談

人権相談

☎福祉課 ☎059-366-7116

人権問題、体罰やいじめ、職場でのセクハラ、DV等
でお悩みの方は、ご相談ください。法務局、人権擁護委員
などと連携し、様々なご相談に応じます。

法務局が実施する電話相談や、インターネット人権
相談、LINEじんけん相談があります。相談しやすい方法
で相談してください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

こどもの人権110番 ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

LINEじんけん相談(チャット人権相談)

インターネット人権相談



インターネット
人権相談



LINE
じんけん相談



消費生活相談

☎産業建設課 ☎059-366-7117

商品購入やサービスの利用などの消費者トラブル、
クーリングオフ制度などお気軽にご相談ください。秘
密は厳守します。

広告

ペットちゃんのご葬儀の提案
をいたします

合同火葬 個別火葬
霊園 納骨堂

動物葬祭ディレクター一級在籍
各種プラン有り

詳しくはHPをご覧ください
<https://k-pet.info/>

桑名ペットメモリアル 検索 WEB

日本動物葬儀霊園協会会員

桑名ペットメモリアル
☎059-365-5600

予約受付 年中無休
四日市市天力須賀4-6-9 9:00-18:00
イオン四日市北店から車で5分

情報公開・広報広聴

情報公開・個人情報保護制度

☎ 企画情報課 >> ☎059-366-7112

▶ 情報公開制度

町にある情報で、皆さんが「知りたい」と思うことはいつでも情報公開請求することができ、町も積極的に公開をしていくことで、町政に対する理解と信頼を深め、開かれた町政を目指しています。

▶ 個人情報保護制度

町は、皆さんの生活に身近な仕事をしているため、多くの個人情報を収集し、管理し、利用しています。

このような個人情報の利用と、個人のプライバシーの保護、自己情報コントロールの要請とを調整するため、個人情報保護制度があります。

広報広聴

☎ 企画情報課 >> ☎059-366-7112

▶ 広報

町からのお知らせや各種事業、行事予定などを、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどでお知らせしています。

■ 広報かわごえ

「広報かわごえ」は毎月1日に発行し、町から各自治会を通して各世帯に配布しています。

川越町役場、カインズホームみえ川越インター店、川越富洲原駅、マックスバリュサンリバー店に配置しています。

■ 川越町ホームページ



■ 情報満載！かわごえ(ケーブルテレビ)

「情報満載！かわごえ」では、町からのお知らせ、保育所(園)、幼稚園、小中学校の活動、町内各種団体の活動など、様々な情報を町内ケーブルテレビ【CCNet】で放送しています。町ホームページからも視聴できます。

放送時間 ①午前7時30分 ②午前8時30分
③午後12時30分 ④午後5時30分
⑤午後6時30分 ⑥午後10時30分

■ 防災行政無線個別受信機

☎ 防災安全課 >> ☎059-366-7120

個別受信機とは？

個別受信機は、屋外スピーカー(防災行政無線)で放送されている内容を室内で聞くことができるものです。台風の時など、風雨により屋外スピーカーの放送が聞こえないことがあります。個別受信機を設置すれば、緊急情報なども室内で聞くことができます。また、乾電池で使用できますので、停電時でも受信ができます。

個別受信機から流れる情報は？

緊急防災情報(Jアラート)・行政緊急情報・居住自治会情報です。

希望により、子ども情報、行政お知らせ情報などを追加できます。

個別受信機は、町内にお住まいの方、町内の事業所に無償で貸与しています。詳しくは、お問い合わせください。



▶ 広聴

町民の皆さんの意見・提案などを町政へ反映させ、協働のまちづくりを推進するため、「町政への提案箱」を設置しています。

■ 町政への提案箱

・川越町役場(1階総合案内)
・川越町ホームページ内お問い合わせフォーム

情報公開・広報広聴

身近な話題や情報をコミュニティチャンネルでお届け

光テレビ

アンテナ不要

地デジ・BS
地域密着番組コミチャン
多彩な専門チャンネルも

防災・防犯

安全・安心

123ch

道路・河川のライブ映像も

光ネット

超高速 10G

高機能無線ルーター
標準装備！

電話

お家の電話も
スマホも

あなたのまちのケーブルテレビ

CCNet株式会社

フリーコール

0120-441061

CCNet光
シーシーネット

<https://www.ccnw.co.jp>





議会・選挙

議会

☎ 議会事務局 ☎ 059-366-7150

議会は、町民の代表として町民の中から選挙で選ばれた議員で構成し、町民の意思を代表・決定する合議制の機関であり、議決により町づくりの方向性を決定していく重要な機関です。

議会には、町民の代表として活動できるよう議決権、選挙権、調査権、監査請求権、意見書提出権などいろいろな権限が与えられ、町政を執行する執行機関とは、互いに独立した対等な関係にあります。

議会は、町政の方針を決定したり、町政が適正に行われているかをチェックしたりする機関です。また、議会に提出される請願や陳情を受理し、議会として採択・不採択の意思表示をします。

議会には「総務建設常任委員会」と「教育民生常任委員会」の2つの常任委員会があります。町の行政の範囲は広く、複雑なため、本会議で詳しく審議することは困難です。それぞれの案件を専門的に調査・研究します。

また、常任委員会とは別に、議会の運営を円滑にするための「議会運営委員会」と特別委員会として「議会広報特別委員会」、「予算特別委員会」及び「決算特別委員会」が設置されています。

定例会は1年に4回開催され、必要に応じて臨時会も招集されます。議会は公開されていてどなたでも傍聴できます。

選挙

☎ 選挙管理委員会 ☎ 059-366-7113

選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民
都道府県知事選挙 都道府県議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある日本国民。 その人が同じ都道府県内の他の市区町村に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます。
市区町村長選挙 市区町村議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある日本国民。

被選挙権

選挙の種類	被選挙権の要件
参議院議員選挙 都道府県知事選挙	満30歳以上の日本国民
衆議院議員選挙 市区町村長選挙	満25歳以上の日本国民
都道府県議会議員選挙 市区町村議会議員選挙	満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権のある人

選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙の公正を図るために作成される名簿で、選挙権のある方をあらかじめ登録しておき、投票のときに照合するものです。18歳になった方は、住民基本台帳の記録に基づいて、自動的に選挙人名簿に登録されますが、住所を移したときに転入手続きをしないと新住所地の名簿に登録されません。

在外選挙人名簿

在外選挙人名簿とは、国外に居住する選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくためにこれらの選挙人(在外選挙人)に登録する名簿です。選挙人名簿の登録は、国内では、住民基本台帳制度が完備されていることから職権主義によることとされていますが、国外においては在外邦人の動向を正確に把握する方法がないため、申請主義によることとされています。

投票の方法について

投票は、選挙期日(投票日)の投票時間内に指定された投票所において投票するのが原則ですが次のような方法でも投票することができます。

期日前投票

投票日当日に仕事、旅行、冠婚葬祭などの理由により投票に行くことができないと見込まれる場合は、期日前投票をすることができます。期日前投票期間及び時間は、(公)示日の翌日から投票日の前日までの毎日(土・日・祝日も投票できます。)原則、午前8時30分から午後8時まで投票できます。

不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所して、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞り場所、入院または入所している場所において不在者投票をすることができます。

郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険証をお持ちで一定の基準に該当する方については、自宅などで郵便による不在者投票(郵便投票)ができます。また、郵便投票ができる方のうち、自ら投票の記載をすることができないという一定の基準に該当する方は、代理人の記載による郵便投票もできます。いずれの郵便投票においても事前に所定の手続きが必要となるので、詳しくは選挙管理委員会までお尋ねください。

点字投票

視覚に障がいがある方には、点字により投票することができます。

点字によって投票したいことを投票所の投票管理者に伝え、点字投票用紙が交付されますので、その投票用紙に備え付けの点字器で候補者の氏名や政党名を記載して投票することができます。

代理投票

病気やけがのため、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載できない場合は、投票所の職員が、その選挙人に代わって候補者の氏名を代筆する代理投票をすることができます。ただし、本人が投票所に直接出向いて投票することが原則で、代理人が行使するものではありませんので、ご注意ください。

朝明商工会

〒510-8123 三重郡川越町豊田一色405

TEL:059-365-6603

FAX:059-365-6035

URL:<https://asakeshokokai.or.jp>



商工会とは

商工会は、商工会法に基づいて主に町村部に設立された認可法人で、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

また、国や都道府県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、中小企業・小規模事業者の皆様を支援するために様々な事業を実施しています。

目的

主として町内における商工業の総合的な改善発達を図るなどの組織として、小規模事業者のための経営の改善発達を支援するための措置を講じることや社会一般の福祉の増進に資することを目的とした地域総合経済団体です。

商工会の役割

- ・公的機関として、小規模企業との関係構築で培った信頼感・信用を前提に、会員企業等の地域の小規模企業とつながりを持ち、小規模企業等のビジネスチャンスの創出、拡大と支援を実施しています。
- ・小規模企業の経営支援（金融・税務・労務・経営革新・事業計画・創業・事業承継等）を実施しています。
- ・地域の商工業者が活動しやすい事業環境の整備を実施しています。

商工会の事業活動

経営改善普及事業

- | | |
|--------------|-----------|
| ①金融斡旋支援 | ④各種共済制度代行 |
| ②税務対策、記帳継続支援 | ⑤講習会の開催 |
| ③社会保険関係支援 | ⑥調査研究事業 |
| | ⑦創業支援 |
| | ⑧事業承継支援 |

地域振興事業

- ①総合振興事業
- ②商工業振興事業
- ③観光振興事業
- ④福利厚生事業





健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



生活ガイド

やましたこども
クリニック

インターネット
予約ができます。

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~15:00	★	★	★	★	★	★
15:00~18:00	●	●	●	●	●	●

▲土曜日午後 14:00~17:00 休診日：水曜・日曜・祝日
★予防接種・乳幼児健診【予約制】

小児科 発熱、気管支炎、胃腸炎
喘息、アレルギー性疾患など

〒510-8101 朝日町縄生651
TEL 059-340-5100





町内医療機関一覧

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

川越町の身近な病院・医院

(50音順)

名 称	所在地	電話番号
かわごえこどもクリニック	川越町北福崎70	059-327-6610
川越あさひ眼科	川越町豊田一色351-1	059-327-5652
川越伊藤医院	川越町豊田229-1	059-364-4103
川越診療所	川越町豊田一色314	059-365-0776
とみすはらメンタルクリニック	川越町豊田243-7	059-361-5800
にしはら整形外科スポーツクリニック	川越町豊田一色272-1	059-363-2485
吉田内科クリニック	川越町豊田243-7	059-361-6788

川越町の身近な歯科医院

(50音順)

名 称	所在地	電話番号
かわごえキッズデンタルクリニック	川越町豊田325-1	059-340-3339
さかのデンタルクリニック	川越町豊田一色179-5	059-363-8020
とみすはら訪問歯科クリニック	川越町豊田243-7 2F	059-361-5800
永田歯科医院	川越町豊田324	059-364-8899
のぞみ歯科口腔外科	川越町豊田273	059-358-8128
森谷歯科	川越町豊田273	059-364-1777

川越町の身近な薬局・薬店

(50音順)

名 称	所在地	電話番号
ジップドラッグ みえ川越インター店	川越町北福崎153	059-361-4677
善快堂かわごえ薬局	川越町豊田一色348-6	059-361-0808
そわか薬局	川越町北福崎65-6	059-327-7780
ドラッグスギヤマ 川越店	川越町高松21-1	059-361-2151
ナロー薬局 川越店	川越町豊田一色273-3	059-363-8700
V・ドラッグ 川越店	川越町高松160-1	059-325-6384
V・ドラッグ 川越富洲原薬局	川越町豊田城ノ内304-4	059-329-5750
四日市調剤薬局 とみすはら店	川越町豊田243-6	059-361-5678



医療法人富田浜病院

整形外科

内科

外科

脳神経内科

脳神経外科

リハビリテーション科

四日市市富田浜町26-14

☎ 059-365-0023



川越伊藤医院

産婦人科・小児科・内科

産後ケア 病児保育



祝日も
診療

診療時間	月	火	水	木	金	土・日
9:00-12:00	●	●	/	●	●	/
14:00-19:00	●	●	/	●	●	/

休診日：水・日曜日 ▲ 14:00～17:00



電話予約 ☎ 059-364-4103

川越町大字豊田299-1 川越富洲原駅徒歩1分





リフォームの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。

この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

「家の塗り替えは化粧です」

塗装は表面を塗れば良い仕上がりになるわけではありません。

選ばれるにはウケがある 安立塗装4つの魅力

一般社団法人 日本塗装工業会 会員 三重県知事許可(般2)第10834号
エコ・ウレックス工業会 会員 スプレーウレタン・ウレア工業会 会員



(有)安立塗装

実績

職人魂

多様性

自社施工



塗装工事・吹付工事・防水工事・足場工事・看板カット、シール工事・コーキング工事・リフォーム全般
塗装のことならお任せください。各種お見積り、外壁、屋根調査、無料でいたします。

菰野営業所

菰野町下村977-231

☎059-391-2171

詳しくは弊社HPをご覧ください。

本社

四日市市札場町589-6

☎059-338-5338

菰野町 安立塗装

検索

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを持っている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品の多くは、何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題が起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



ちょっとした工夫でより快適に

窓は住宅の中でもっとも熱が逃げやすい場所。ちょっとした工夫で高い断熱効果をえられる場所でもあります。方法は様々ですが、いくつかご紹介します。

厚手のカーテン	フィルム	複層ガラス	後付けサッシ	断熱サッシ
¥ 安い 断熱効果 やや良い カーテンボックスをつけ、床に届くくらいの長さにするのが効果的。	¥ ふつう 断熱効果 やや良い ガラス面にフィルムを貼り、熱を通しにくくします。	¥ ふつう 断熱効果 良い 単板ガラスのサッシにアタッチメントを付け、複層ガラスにします。	¥ ふつう 断熱効果 非常に良い 屋内にサッシを取り付け、二重窓にします。	¥ 高価 断熱効果 非常に良い アルミサッシをプラスチックなど熱伝導率の低い素材に変えます。

※詳しくは建材メーカーや専門業者にお問い合わせください。



知っておきたい－葬儀編－

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近は死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

弔事の流れ

臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式的形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。



通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。



通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。



出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。

火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺に入れる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前行う場合もあります。



還骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。



追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。



年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

ペットちゃんのご葬儀の提案をいたします

合同火葬 個別火葬

霊園 納骨堂

動物葬祭ディレクター一級在籍

各種プラン有り

詳しくはHPをご覧ください

<https://k-pet.info/>

桑名ペットメモリアル

日本動物葬儀霊園協会会員

Kaname Pet Memorial

桑名ペットメモリアル

059-365-5600

予約受付

年中無休

四日市市天力須賀4-6-9

イオン四日市北店から車で5分

9:00
18:00

服装のマナーについて

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒が肌色のストッキングを身につけて。濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のものを選びましょう。男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。





空き家対策の基礎知識

空き家は、個人の財産。管理は所有者等の責任です。空き家を適切に管理せず、放置すると建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあり、ご近所にも影響が出る場合があります。

空き家を放っておくと
どうなるの？



リスク① 建物の劣化が進みます

リスク② 防災面・防犯面のリスクアップ

- ⚠ 強風等による屋根や外壁材等の落下・飛散事故
- ⚠ 老朽化による倒壊事故
- ⚠ 不審者の侵入や不法滞在
- ⚠ 放火等による火災
- ⚠ ゴミの放置や投棄

リスク③ こんなリスクも！

- ⚠ 維持管理、改修コストが増えます。
- ⚠ 空き家の管理不全が原因での事故、災害の場合、損害賠償責任を負う可能性があります。
- ⚠ 固定資産税等の大幅な増税になる可能性があります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

あなたの身近な法務（ホム）ドクター

適切・迅速・丁寧に
お客様の立場になって
お仕事をさせていただきます。

- 土地建物の名義をかえたい
- 会社の登記をしたいとき
- 建物を建てたとき取り壊したとき
- 土地の境界や登記に関すること

司法書士法人富田総合事務所
土地家屋調査士法人 TOMITA 総合事務所
tomita-touki.com

無料相談行っております（要予約）
お気軽にお電話ください。

TEL 059-364-3534
〒510-8006 四日市市東富田町19-16
E-mail: j-tomita@ric.hi-ho.ne.jp

**解体工事のことなら
お任せください！**

持ち家を活用しませんか？
家屋解体工事・土地活用はお任せください。

寺本工業(株)
TEL 0594-22-5233
鎌名市堀江町77番地
川越営業所 川越町南福崎718番地6

地元の皆様に支えられて 当社施工例
60余年の信頼と実績

住まいの外廻りに満足していますか。
緑あふれるもっとおしゃれなエクステリアなど
より心地よい庭づくりを提案致します。

私達はお客様の満足度の向上と
地域社会への貢献に努めてまいります。

ISO9001 認証取得

株式会社 丸恒建設
三重県知事許可（特・般-4）第962号

土木工事一式・舗装工事・埋立て工事
外構・エクステリア工事・排水管工事
重機作業工事・解体工事・砂利販売等

三重郡朝日町柿2446-56
TEL 059-377-2103 FAX 059-377-2863



生活ガイド





町の事業者マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

運輸・車検・保険

伊井運輸 株式会社

車検・修理

保険

運輸

セルフワッシュ

本社

三重郡川越町大字豊田581番地

TEL: 059-365-6336

<https://www.iiunyu.com/>

飼い主の方やこれから ペットを飼う方へ

動物の習性等を正しく
理解し、最後まで責任を
もって飼いましょう

飼い始める前から正しい飼い
方などの知識を持ち、飼い始め
たら、動物の種類に応じた適切
な飼い方をして健
康・安全に気を配り、
最後まで責任をもっ
て飼いましょう。



人に危害を加えたり、
近隣に迷惑をかけること
のないようにしましょう

糞尿や毛、羽毛などで近隣の
生活環境を悪化させたり、公共
の場所を汚さないようにしま
しょう。また、動物の種類に
応じてしつけや訓練をして、
人に危害を加えたり、鳴き声
などで近隣に迷惑をかける
ことのないようにしましょう。

むやみに繁殖させない
ようにしましょう

動物にかけられる手間、時
間、空間には限りがあります。
きちんと管理できる数を超え
ないようにしましょう。また、
生まれる命に責任が持てない
のであれば、不妊去勢手術な
どの繁殖制限措置を行いま
しょう。

【出典】環境省HP
「飼い主の方やこれからペットを飼う方へ」
(<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/owner.html>)より加工・編集して作成。



気持ちよく 眠りにつくために



寝る前にリラックスタイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。
寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音
楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するな
ど、「お休みの儀式」を自分なり
に工夫してみましょう。





寝る前には刺激を避ける

寝る前には、頭や体を興奮させる刺激を避けましょう。熱いお風呂も、食事でもできるだけ早めにすませましょう。夕食後に仕事や趣味に没頭すること、心身ともに活動的な状態にして眠りにくくさせます。覚醒作用のあるコーヒーやお茶は寝る前の3～4時間前から、また、たばこも控えましょう。

眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。

美容院 (アムアム)

TEL.059-365-0159

川越町北福崎175 (カワグエ町175-175)

全席半個室の
安心な空間

無料送迎!

大好評!!
ご自宅までお迎え!

女性
スタイリストのみ

美容院 fni.fni (ふにふに)

TEL.059-340-9015

四日市市天力須賀4-7-19

トラックドライバー募集

株式会社 マルマツ運送

本社 川越町大字北福崎142番地

TEL 059-364-1829 FAX 059-364-9598

マルマツ運送 検索

わたしたちは環境にやさしい運送を心がけています

心と体の リラクゼーション法

リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。

口を軽くあけて、ハアーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハアーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

動物や植物に癒される

動物に触れる「アニマル・セラピー」は、脈拍数や血圧が安定するなどの生理的な効果に加え、元気が出る、リラックスするなど、心理面でも大きなメリットがあるとされています。

植物にふれることも精神的な癒しリラクゼーション効果があると注目されています。ガーデニングはもちろん、部屋に観葉植物をひとつ置くだけでも心がなごみます。



編集後記

「川越町 暮らしの便利帳」は、川越町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として川越町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「川越町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、川越町の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「川越町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和7年10月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

川越町 暮らしの便利帳

令和7年11月発行

発行

川越町／株式会社サイネックス



川越町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 東海支店
〒512-8044 三重県四日市市中村町2293-8
TEL.059-361-1144

※掲載している広告は、令和7年10月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

いつでも！誰でも！どこからでも！



川越町 暮らしの便利帳

電子ブック案内



タブレット



パソコン



スマートフォン

2025年12月より公開

電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから



Kawagoe Town Guide Book 2025

川越町

暮らしの便利帳